

第 7 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 3 月 8 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

議 事 日 程

- |         |            |   |
|---------|------------|---|
| 日程第 1   | 一般質問       |   |
| 日程第 2   | 第 1 号 議 案  | 宍 粟 市 人 材 確 保 ・ 定 住 促 進 基 金 条 例 の 制 定 に つ い て                             |
| 日程第 3   | 第 2 号 議 案  | 宍 粟 市 中 小 企 業 等 振 興 基 本 条 例 の 制 定 に つ い て                                 |
| 日程第 4   | 第 3 号 議 案  | 宍 粟 市 学 童 保 育 所 条 例 の 制 定 に つ い て   |
| 日程第 5   | 第 4 号 議 案  | 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                         |
| 日程第 6   | 第 5 号 議 案  | 宍 粟 市 財 産 の 交 換 、 譲 与 、 無 償 貸 付 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て           |
| 日程第 7   | 第 6 号 議 案  | 宍 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                         |
| 日程第 8   | 第 7 号 議 案  | 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                   |
| 日程第 9   | 第 8 号 議 案  | 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                         |
| 日程第 1 0 | 第 9 号 議 案  | 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                 |
| 日程第 1 1 | 第 10 号 議 案 | 宍 粟 市 老 人 福 祉 計 画 及 び 介 護 保 険 事 業 計 画 推 進 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て     |
| 日程第 1 2 | 第 11 号 議 案 | 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                       |
| 日程第 1 3 | 第 12 号 議 案 | 介 護 保 険 法 の 規 定 に よ り 条 例 に 委 任 さ れ た 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日程第 1 4 | 第 13 号 議 案 | 宍 粟 市 立 学 校 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                     |
|         | 第 14 号 議 案 | 宍 粟 市 立 幼 稚 園 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                                   |
| 日程第 1 5 | 第 15 号 議 案 | 宍 粟 市 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て                       |

日程第 1 6	第 16号議案	穴粟市分収育林基金条例の廃止について
日程第 1 7	第 17号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
	第 18号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
日程第 1 8	第 19号議案	穴粟市過疎地域自立促進計画の変更について
	第 20号議案	辺地に係る穴粟市総合計画の策定について
日程第 1 9	第 21号議案	農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 22号議案	園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について
	第 23号議案	平成30年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 2 0	第 24号議案	平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第6号）
	第 25号議案	平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
	第 26号議案	平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	第 27号議案	平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 28号議案	平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 29号議案	平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 1	第 30号議案	平成30年度穴粟市一般会計予算
	第 31号議案	平成30年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 32号議案	平成30年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 33号議案	平成30年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 34号議案	平成30年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
	第 35号議案	平成30年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 36号議案	平成30年度穴粟市下水道事業特別会計予算
	第 37号議案	平成30年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 38号議案	平成30年度穴粟市水道事業特別会計予算
	第 39号議案	平成30年度穴粟市病院事業特別会計予算
	第 40号議案	平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
日程第 2 2	第 41号議案	平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第7号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 第 1号議案 宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定について

日程第 3 第 2号議案 宍粟市中小企業等振興基本条例の制定について

日程第 4 第 3号議案 宍粟市学童保育所条例の制定について

日程第 5 第 4号議案 宍粟市職員の勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 6 第 5号議案 宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第 7 第 6号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 8 第 7号議案 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 9 第 8号議案 宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 10 第 9号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 11 第 10号議案 宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正について

日程第 12 第 11号議案 宍粟市介護保険条例の一部改正について

日程第 13 第 12号議案 介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正について

日程第 14 第 13号議案 宍粟市立学校設置条例の一部改正について

第 14号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について

日程第 15 第 15号議案 宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 16 第 16号議案 宍粟市分収育林基金条例の廃止について

日程第 17 第 17号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

第 18号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

日程第 18 第 19号議案 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について

第 20号議案 辺地に係る宍粟市総合計画の策定について

日程第 19 第 21号議案 農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について

第 22号議案 園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について

- 第 23号議案 平成30年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
- 日程第 2 0 第 24号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 25号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 26号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 27号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 28号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 29号議案 平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 1 第 30号議案 平成30年度穴粟市一般会計予算
- 第 31号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 32号議案 平成30年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 33号議案 平成30年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 34号議案 平成30年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
- 第 35号議案 平成30年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
- 第 36号議案 平成30年度穴粟市下水道事業特別会計予算
- 第 37号議案 平成30年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成30年度穴粟市水道事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成30年度穴粟市病院事業特別会計予算
- 第 40号議案 平成30年度穴粟市農業共済事業特別会計予算
- 日程第 2 2 第 41号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第 7 号）

応 招 議 員（ 1 6 名 ）

出 席 議 員（ 1 6 名 ）

- |     |         |     |     |         |     |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|
| 1 番 | 津 田 晃 伸 | 議 員 | 2 番 | 宮 元 裕 祐 | 議 員 |
| 3 番 | 山 下 由 美 | 議 員 | 4 番 | 東 豊 俊   | 議 員 |
| 5 番 | 今 井 和 夫 | 議 員 | 6 番 | 大久保 陽 一 | 議 員 |
| 7 番 | 田 中 孝 幸 | 議 員 | 8 番 | 浅 田 雅 昭 | 議 員 |

9 番 田 中 一 郎 議 員  
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員  
1 3 番 林 克 治 議 員  
1 5 番 西 本 諭 議 員

1 0 番 神 吉 正 男 議 員  
1 2 番 大 畑 利 明 議 員  
1 4 番 榎 橋 美 恵 子 議 員  
1 6 番 実 友 勉 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君 書 記 小 谷 慎 一 君  
書 記 岸 元 秀 高 君 書 記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 中 村 司 君  
教 育 局 長 西 岡 章 寿 君 会 計 管 理 者 尾 崎 一 郎 君  
一宮市民局長 榎 谷 米 男 君 波賀市民局長 松 木 慎 二 君  
千種市民局長 幸 福 定 利 君 企 画 総 務 部 長 坂 根 雅 彦 君  
まちづくり推進部長 富 田 健 次 君 市 民 生 活 部 長 小 田 保 志 君  
健康福祉部長 世 良 智 君 産 業 部 長 名 畑 浩 一 君  
農業委員会事務局長 宮 崎 一 也 君 建 設 部 長 花 井 一 郎 君  
教育委員会教育部長 藤 原 卓 郎 君 総 合 病 院 事 務 部 長 志 水 史 郎 君

( 午前 9時30分 開議 )

議長(実友 勉君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長(実友 勉君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、田中一郎議員の一般質問を行います。

9番、田中一郎議員。

9番(田中一郎君) おはようございます。9番、田中一郎です。議長の許可がありましたので、通告どおり御質問させていただきます。

先日、一宮北中学校で人権学習発表会と一宮生涯学習の実践発表会がありましたときに、一つ、二つ感じたことがありますので、後に繋がる質問で、一つは、受付で資料をいただいたときに、その中に寒い時期でしたので、マスクと手拭きの滅菌用のおしぼりと、それとほっかほっかが資料の袋の中に入って、一緒に私が座っていた隣の人も山崎から来られておったんですけど、すごいなあと言うて、わしもマスクが欲しかったんや言うたりして、マスクされておりました。その辺にもいつも市長と行政側が言われております人に優しい市政づくり、地域の市民のための行政であり続けたいというような部分で、温かく感じました。

それともう一つ、朝早くから市の職員の方が駐車場の車両の誘導等をされておまして、当日、講師として来られておりましたNHKのアナウンサーの方が講演の冒頭で、会場の近くの駐車場に職員の方がおられて、ここにとめてよろしいですかと尋ねたところ、よければ是非おとめくださいという心温まる言葉をいただきました。これぞまさしく地域づくりの根底である人の心という地域なんだなあ。それまでは本当に家があるかなあと思いながら心配して来たんだけど、その市の職員の一言でその日の講演内容がNHKの元アナウンサーでしたので、「うれしい言葉が地域を変える」という講演でしたので、まさしく私の今日言いたい部分で、朝一番に経験させていただきました。だからこの地域は多分一生懸命皆さんが生きておられるんであろうなと感じましたというようなことを私も一参加者として聞いて、一市民としてうれしく思いました。

というようなことが、昔から「福祉の心はあなたの足元に」というような言葉も

あります。遠くを見るんじゃなく、足元に本当の気持ちなり心なり、実践すべきことが落ちているんだなあと思いながら講演等々を聞かせていただきました。

そういうようなところで、今日、2点、御質問させていただきますのは、やはり市の第一大きな改革としての生活圏のネットワークの構想についてと、地域医療の推進、特に一宮北部、波賀、千種等における医療機関の少ないところについて、御質問をさせていただきたいと思います。

それでは、通告書を読み上げて御質問とさせていただきます。

人口減少、少子高齢化、過疎化の急激な振興により、小売店舗、医療機関、金融機関、公的施設等、日常生活に必要な機能が失われ、さらなる人口減少に繋がっております。予防施策としてダム機能構想が進められ、地域検討委員会等による審議が行われており、ダム機能が発揮できる、より質の高い事業の展開を求めるところです。

まず、一宮拠点施設、（（仮称）一宮市民協働センター）の整備についての進捗状況を伺います。

千種生活圏の拠点づくりにおける中間報告と検討課題についての現況を伺い、また、今後の方向性及び進め方について、伺います。

第2のダム機能構想として、市役所を中心とした穴粟市の拠点づくりについての具体案の説明を求めるところです。

続きまして、地域医療の推進について、地域医療の中心となる公的医療機関の耐力は、ここ数年で消耗しており、地域医療の提供体制にほころびが生じかねない状態になっています。地域の医療供給体制を維持・発展させるために、改めて地域住民との連携や協働が必要となってきました。医療や介護の需要急増等に対する課題対策が必要と考えております。

無医地区、無医地区に準ずる地区の発生防止対策が必要となる地域が現に出てきております。早急な対策を求めるところです。

在宅医療が地域医療の重責を担うことから、在宅医療介護の中心となる訪問看護ステーションの現状における課題と今後の方向性について伺うものです。

地区医療の中心となる医療・介護・福祉等、人材確保について市の取り組みについて伺うところ です。

以上です。

議長（実友 勉君） 田中一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、田中一郎議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

冒頭のお話の中で、先日の一宮北中学校区の実践発表、あわせて一宮町管内のそれぞれのまちづくりの実践発表ということで、両面でその発表会を実施していただきました。ただいまお話があったとおりであります。特に一宮町にあっては、生涯学習を通じてまちづくりをしていきたいという長年の取り組みの中で、それぞれの地域活動が展開をなされておりまして、今回も5地区がそれぞれの実践の経過を、1年間の取組を発表なされておったと、こういうことでもあります。私も大変申しわけなかったんですが、最後までいなかったんですけども、たくさんの方々がまちづくりに対する思いをそれぞれ勉強をしていただいたんじゃないかなあと、このように思っております。

中でも、特に、地域づくりについては、これまでも議会からいろいろお話があったとおり、市の役割だったり、あるいは地域の役割だったり、あるいは協働の役割だったりする中で、特に行政の職員も生涯学習あるいは地域づくりの専門員、あるいは生涯学習事務所の職員が一丸となって、まさに人を大切にする、あるいは思いやりの心、それを通じてまた人権を大切にすることを通じて何とか将来に向かっていきたいと、そんなまちづくりが進んでおりまして、年々そういう意味では地域の皆さんがそんな思いを一つにしてやっておられる成果が今回のああいう発表に繋がったと、このように思っています。ありがとうございました。

さて、御質問の大きく2点のところではありますが、最初に、一宮の市民協働センターの整備の進捗状況についてお答え申し上げたいと、このように思います。

基本設計に当たっておるところではありますが、その完成については少し遅れておりますが、平成30年度に工事着手をして、平成32年の4月には供用開始予定ということで、現状ではその方向については変わるところはありません。もうほぼ予定どおり進んでおるのではないかなと、このように思っています。

次に、千種生活圏の拠点づくりにおきましては、この2月に第7回目の検討委員会を開催をさせていただいて、拠点づくりの考え方についての中間取りまとめ案を検討委員会に提出をしたところでありまして、その議論が今から始まると、こういうことでもあります。

千種にあっては、今後、拠点施設の位置、あるいはどのような機能を持たせるの



かということについて、少し深く検討をいただくこととなっております、さらには地域の皆さんにもっと広く意見を聞き、最終的な拠点整備方針を決定していきたいと、こんなふうに確認なされております。

次に、生活圈ネットワーク構想における第2のダム機能の具体案についてですが、市役所周辺は買い物の場があり、また病院や学校、図書館など、いわゆるこの周辺にとっては生活に必要な施設が比較的これまでも整備されております。そういった長所をさらに生かすため、平成27年度におきましては、長年進んでおらなかった都市計画区域内の区画整理事業を廃止したことによりまして、都市計画道路であったり、あるいは雨水幹線水路等の整備をさらに進める中で、利便性や快適性を備えたまちづくりを進めていくこととしております。

なお、都市機能を高めていく一方で、中心市街地には昨日もありましたとおり、古い町並みが残っておりまして、歴史的な景観もすぐれたところであります。また、近年、非常にたくさんの方々にお越しいただいております最上山公園の一角のみみじ山にも近い、また、繰り返しになりますが、歴史的な建造物、そういったものを活用して、魅力ある景観形成を図っていくことも今後その中で考えられておるんじゃないかなと、このように思います。

特に、第2のダム機能の中では利便性が高く、自然や歴史が調和したまちとして、さらに魅力を高め、移住・定住者の満足度を高めていきたいと、このことが重要と捉えております。

続いて、無医地区の発生防止についての御質問であります。宍粟市の現状におきましては、無医地区あるいは無医地区に準ずる地域は現在ありませんが、現在開業されておる民間診療所が閉鎖された場合、無医地区が発生するおそれがあると考えております。

とりわけ、宍粟市は広い面積を有するとともに、居住地域が散在しており、日常の生活圏内に医療機関があることは、まさに市民が安心して生活をする上では非常に重要と、このように捉えております。そのためには、現在策定を進めております宍粟市の地域医療に関する基本方針においては、市内の医療機関の状況等を調査し、将来にわたって医療空白地ができることを回避するための取り組みを推進することとしております。

今後も中学校区を単位とする生活圏域の状況にあわせて将来にわたって医療機関の維持と確保に取り組んでいきたいと、このように考えております。

訪問看護ステーションの御質問であります。市内には、公立・民間合わせて現

在5カ所の訪問看護ステーションがあり、全ての施設で24時間対応がされておりまして、在宅の看取り等の対応も行われておるところであります。

このような中、市立訪問看護ステーションでは、民間の訪問看護ステーションが参入しにくい、市北部地域を中心として訪問看護を実施しております。現状における課題としましては、24時間体制の維持と看護師の確保、移動距離が長く、効率が悪くなるために民間が参入しにくい北部地域における訪問看護体制の維持等が現状では課題だと、このように考えられます。

今後に向けた具体的な取り組みとしましては、需要の増加や24時間体制を維持するために、平成30年度に看護師1名の増員を予定しております。

また、民間の訪問看護ステーションのない一宮町地域に現在整備に向けた検討を進めておりますが、一宮市民協働センター、仮称であります、その一角に訪問看護サブセンターを設置する予定としております。

いずれにしましても、地域包括ケアシステムを構築して、さらにその中においては、訪問看護は重要な役割を担っておりますので、またこの現状に鑑みてさらに体制強化していく必要があると、このように考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

3点目の医療・介護・福祉等の人材確保の、特に人材確保のことについてであります。このことにつきましては、宍粟市のみならず、全国的な大きな課題となっております。兵庫県保健医療計画においても人材確保について対策が講じられているところであります。

宍粟市独自の取り組みとしましては、総合病院におきましては、医師及び看護師、助産師等、奨学金制度や院内託児所の設置、職員宿舎等を整備し、医療従事者の確保に取り組むとともに、県の養成医師の研修や地域医療セミナーの開催などを通じて、派遣医師を受けやすい体制づくりに取り組んでいるところであります。

また、介護人材の確保及び定着を図るため、介護職員初任者研修、介護福祉士、介護支援専門員などの福祉資格取得に要する経費の助成を行うとともに、緩和型サービスに従事する生活支援サポーターを養成するための研修会の開催などを行っております。

以上、御質問に対して御答弁申し上げましたが、よろしく御願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 生活圏ネットワーク構想について、2、3確認と御質問をさ

せていただきます。

既に先ほどもありましたように、生活拠点づくりの議会からの提言の回答の中に、まず第1点、気になった場所があります。そこは、図書館の利用について、人員の確保などから夜間の利用は困難と考えますという部分と、もう一つ、一番大事な子ども支援センターの土・日・休日の利用についても人員の確保など運用上いろいろな工夫が必要ですよというような文言が出てくるんですけども、この人員というのは、現在のところ、どのような人を対象に人員の確保が不足しているという、この回答になっているのか、1点、お聞きします。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 人員というのは、そちらに対応する職員というあたりで考えております。

今のセンターいちのみやの図書室、これについても図書館司書というのを配置しております。そのかげんでそのことを潤沢に配置をできるという部分にはなり得てないというところでの御回答でございます。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） となりますと、やはり運用上、大切になってくる一応基本設計、実施設計等もでき上がり、先ほどの答弁ですと、6月、平成30年度中に工事着手、平成32年竣工ということ。それまでに図書室、子ども支援センターホール等を使うための手だてとして、NPO法人、ボランティア、各種団体・グループへの呼びかけ、その竣工される日までにそういうふうなソフト的な運用についての検討委員会、説明会、またお願いであったり、呼びかけ等をこれからどんどん進めていって、建物は専門職の方が建てられますけど、運用していくのは市であり、我々市民と感じておりますので、その辺を建築の工事と並行して今までのような検討委員会等を随時持って、どのように使っていくか、どのように使うのが一番市民の方はいいいのか、また、改めた視点において、地域の委員会、市民の声等を聞いていって、そういう部分での整備が必要と考えるんですけども、その辺の計画なり、地域の委員会の持ち方等を御説明願います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 御指摘のとおり、今回の市民協働センターの考え方という部分については、これまでの例えば市民局というのに行政施設という考え方だけではなしに、今回は一宮でありますと保健福祉センター、あるいはセンターいちのみやの生涯学習機能、そういったあたりを複合的に一つの施設で効率的に運用

していききたいというふうな基本的なコンセプトの中で進めております。

この間、御説明もさせていただいていると思うんですが、運営につきましては、これまで行政が主体的にやるという部分もありますけれども、市民の皆さんに主体的にかかわっていただくということを一つの今後の方向性という形で考えております。具体的に、今御指摘いただきました考えていく協議会をということでございますが、具体的にはまだ煮詰まっておりますけれども、2年後のオープンに向けて、そのことについては十分地域の皆さんと御協議をさせていただきながら、どういう運営がいいのかというようなことで打ち合わせをしていくことにしております。

なお、市民局でありますと、土日は閉庁という形になっておりますが、生涯学習機能という部分が入ってきますので、土日も開館をしておるという状況でございます。市民の皆さんがいつでも気軽に集っていただけるという環境をつくっていくと同時に、その運営の方法についても主体的にかかわっていただくという方向も模索をしていききたいというふうに考えておりますので、今後、建設と同時にそのことについても進めていききたいと思っております。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） その辺が一番大切になるかと思っておりますので、このたびの基本設計までの市民の声を聞くのが遅れるとか、議会のほうでも政策研究グループは分科会を立ち上げていろいろ提言させていただくつもりですので、早目早目の意見聴取りをしていただく必要があるんじゃないかなと思っております。

もう1点、委員会等でも審議したり質問するんですけど、どうしてもあそこを通る地元の者としては、やはり29号線の交通量から見ますと、交通安全の面に関しまして一抹の不安が残るわけなんです。それで、この間の回答の中に、大型バス、ウエスト神姫さんから、市民局に降りられる方は少ないですというような回答があったんですけども、やはり1人の命も1,000人の命も同じですので、あの辺の29号線の動線のとこの北部の大型バスの乗降場所、それと車等の出入り、それから障がい者等の車椅子の方が渡られる横断歩道等、信号等なんかというのは国交省の関係で難しいというのは十分に理解しておりますけれども、市ができる範囲内の整備は私が必要があると、毎日あそこを通っている者として思っておりますので、その辺を積極的に進めていただくことが市民の皆さんが、あっ、いいものができた、市民のことを考えて安全・安心なまちづくりをしていただいとんやなという方向になるかと思っております。中身だけ整備するんでなく。その辺の生活圏のネットワーク構想の意義からにおいても、そのところを積極的にしていただきたいなと、改めて強調さ

せていただきます。どうでしょうか。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） おっしゃるとおりだというふうに思っております。これから高齢化もしていくということで、今多いか少ないかというところではなしに、将来的にそこをお使いいただく皆さんのことを考えていく必要があるというふうに思っておりますので、国道の安全確保、あるいは敷地内の安全確保、そういったものについては十分に配慮をする必要があるということで、内部でも今検討をしておるところでございます。国道のことにつきましては、公安委員会との協議が必要になってくるということでございますので、そのあたりも鋭意努力をしていきたいと思っておりますし、敷地内につきましては、この前も御報告させていただいたバスの乗り入れということがございますので、車の動線と歩行者の動線、そのあたりをしっかりと考えていく必要があるというふうに考えておりました、内部でもそのあたりの調整を今現在やっておるところでございますので、御指摘いただいた部分、十分に検討させていただきたいと思っております。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） その辺のところを十分に、大型の乗り入れをして、公共交通のハブステーションとしての役割を担うようなハブステーションの案も変更されて、中に乗り入れということは大変よかったかなと思っておりますので、十分な検証を車の台数なり、車の大きさなり、人の行き来なり、地元の人、あの近くにはたくさんの方が出入りされる機能を持った、それこそ生活の拠点づくりの中心になる金融機関、小売店業者、散髪屋さん、喫茶店等があつた周りにはたくさんありますので、その辺の部分についても十分交通安全が確保できるような進め方をお願いしたいと、改めて思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、生活圈ネットワーク構想についてということで質問させていただいておるわけなので、この生活拠点づくりの一宮協働センターに必ずついてくる事業が一つ北部に御形の里づくり事業というのが生活圈ネットワークの考え方としてありますので、1点質問させていただきます。

平成30年度内に工事も完了して整備されるということで、既に地元の活性委員会の方は、3月の末に委員会を持たれて、4月か5月にオープンセレモニーをしたいなと、あそこで。店を出したり、グラウンドゴルフをしたり、それから子どもたちを集めてあの場所で何か催しをしたいなということで、3月の末に既に委員会を持たれるそうです。そういうようなところから、北部のハブステーションの役割を担う

ために、これからのあの地域の継続的な整備、また、認定こども園もあそこにおりてきますというようなことで、あそこ一帯が北部地域のサブ拠点となるような継続的な事業の進め方をしていただきたいなと思っております。そのような計画が何年に終わるとかいうんじゃないしに、積極的に継続していただきたいと思っております。どうでしょうか。

議長（実友 勉君） 榎谷一宮市民局長。

一宮市民局長（榎谷米男君） 私のほうから北部のまちづくり検討委員会等のことにつきまして、御説明したいと思っております。

今、田中議員さんのほうからありました来年度以降のことかなと思っておりますが、今、まちづくり検討委員会、北部3地区でつくっていただいております。本日の夜、ちょうどその会議、第3回目がございます。将来の構想についての計画を来年度つくろうということで、既に今回の3回目のワークショップ等をしておりますが、そのことで将来的な構想をつくっていこうという計画をさせていただいております。地域の皆さん、それぞれがまちづくりに積極的に参加してござっておりますので、貴重な御意見とかをいただきながら、将来の御形の里、北部3地区をつくっていこうということでございます。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 地域の方、皆さん一生懸命やられておりますので、いろいろな要望等、お願い等がありましたら、積極的に聞き入れていただいて、人口減少に歯どめをかけるべく、事業を展開していただきたいと思っております。

続きまして、千種拠点づくりについては、先ほども市長のほうからありましたように、今審議検討の段階であるということをお聞きしたんですけど、一つだけ、私、中間報告の中に、三つのパターンで位置、設置場所のことが書いてあった中に、費用が増大になるとかいう文言があったんです。今あの費用が増大すると予測される中で今現在、市のほうが千種拠点づくりのある程度の予算額を基準をつくっておられると思うんですけども、その基準に対してどのような観点から今予算が組まれているのか、組まれていないんであったらいいんですけど、どのような基準で予算が組まれているのか、1点だけお聞きしたいなと思っております。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 千種の拠点につきましては、現段階でどの程度という予算の目安も含めてまだ具体的なところには行っていないというところでございます。

今は市民の皆さんの協議会、これを進めていく中で今どういうことが千種の地域に必要なんだというところの議論を行っていただいて、先月具体的なところの御提案をさせていただいたと。これは、三つのパターンについては、それまでの委員会の中で委員の皆さんから出た意見をまとめさせていただいたという形で三つのパターンをお示しをさせていただきました。

今後、お金のところ、予算のところではなしに、どういうものが必要なのか、欲しいのか、こんなことがあったら将来も住み続けたい、暮らしていきたいなと思っていただけるか、あるいは会の中ではどうしたら外から人を呼び込めるかなというようなお話もいただいております。そういった議論を中心に行っていただく中で最終的なパターンを絞り込んでいき、その段階で予算額についても一定のことがお示しできるのかなと、そんなふうに思っています。よって、現段階では予算額という部分については、想定をしていないというところでございます。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 次に、波賀の拠点づくりですけども、波賀の拠点づくりは前回の質問の中にも今から検討委員会を立ち上げていくというような報告を聞いておりますので、また随時議会で御質問させていただきたいと思っております。

続きまして、地域医療につきまして、まず、資料の中に一般診療所の数が10万人当たりの部分で国が79.6施設、県が92.7、西播磨が75.7、それから宍粟市が64.9と、数字的にも少ないということも見えてきます。特に、一宮北中校区、千種中校区においては、現状一つという医療機関しかありません。それと、一宮北中校区におきましては、開業医ですので、自由開業医制度によって開業医の方がいつ閉鎖されるかいうのも自由であるというようなことがうたわれておりますので、じゃあ、その医院がなくなれば、あの北部は、今は無医地区ではないんですけども、無医地区になる可能性もなきにしもあらずというようなことがありまして、また、資料によりますと、10年後には日本全体として医師の高齢化によって、今の往診体制等も2割から3割減るであろうと。特に、夜間の往診については3割から4割減少するであろうというようなことのデータも出ております。その辺の背景をもとに、まず、無医地区の対応として今、どのように将来的に考えておられて、公的援助をどのようにされようと長いスパンでの計画をされておるのか、お聞きします。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ただいま田中議員からございました内容につきましては、本年度策定を進めております宍粟市の地域医療推進のための基本方針、これ

に記載してある内容と承知しておりますが、この点で、この中で今議員のおっしゃいました北部地域の地域医療を将来についての大きな課題として捉えております。

今ございましたように、全国的にこの僻地におきます医師の確保というのは大きな問題となっております。その中で、宍粟市におきましても、これは今おっしゃっていただきましたように非常に重要な課題であるというのは認識しておりますが、今回のこの基本方針をつくるというきっかけになったのが、そのあたりも一つの要因でございます。

基本方針のほうに記載はさせていただいておりますが、じゃあ、10年後どうするのかということまでは、はっきりは書かせていただいております。これは今後議論が必要と、このように捉えておるわけなんです、宍粟市には中心的な役割を担っていただいております宍粟総合病院がございます。その総合病院とそれから北部、波賀、千種にございます市立の国保診療所、こちらとの連携のもとで巡回診療所やまた訪問医療、これは最低限確保していく体制は持たないといけないと。その上で今の民間診療所の後のことであったり、そのあたりについては今後の議論が必要になってくると、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 今私が一番心配していた民間診療所の閉鎖については、どうこうこの場所で言える問題でないところで、公立的診療所、また総合病院の医師の巡回型診療所を設置して、週に2日なり3日なり派遣しますよという、今日私がお聞きしたかった大きな1点はここでした。世良部長のほうから、そういうことは考えていきますということでしたので、是非とも北部に巡回型、また過去には千種も波賀も診療所の先生がおられないときには、公的補助として総合病院等から週に2日、3日診療に上がられていた実績もあります。それらの観点から、無医地区になった、なりかけた場合にそういう巡回型診療所、またサブ診療所等の考え方を早くから計画してマニュアルづくり等をしてほしいと思います。どうでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ただいま申しましたとおり、今回のこの地域医療推進のための基本方針は、この3月末で何とか完成をさせていただきたいということで、議会からの御意見もお伺いしておりますが、これを受けまして、平成30年度に市役所内部の地域包括ケア推進本部会議の中にこの地域医療を一つの議題として定期的に議論をしていく、また、この基本方針をもとに市内の医療関係、



それから行政で定期的な協議も進めていく中で、今議員のおっしゃっていただきましたような内容についても具体的な検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） その方針の中に、もし無医地区になった場合の災害が起きた場合の他公立診療所また民間診療所からの現地への医師の派遣等、そのような部分もマニュアルの中に入れていただきたい。といいますのは、何年か前に大きな災害がありまして、曲里、嵯峨山の通りが通行どめになりまして、福中の橋等も通行どめになりまして、私たちは2日ほど神子畑のほうを越えて山崎に出た経験もあります。そのときには、まだ2名のお医者さんがおられましたので、地元の人には安心でしたけども、そういう災害が起きたときに無医地区であると全く医療が提供できないというような部分もあります。それと、校医さんがおられると思いますけど、子どもたちのけがの場合も近くに医療機関がないと、早期発見の裏返しになって、遅くて大変なけがになったとかいう事例もありますので、無医地区になる可能性のあるところにおいては、早目からのマニュアルづくり、計画等を立てていっていただかないと、特に、飯田議員もそうですし、ここにもおられますけど、北部は大きな災害を経験しております。そのときに医者がおられなかったなあというのはなかなか心細いものです。安心・安全なまちづくりのために、その辺のマニュアルづくりもお願いしたいんですけども、いかがなものでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今おっしゃっていただきました災害を想定した体制というのも非常に大事なことだと、このように認識しております。ちょうどこの3月1日に総合病院と、それから山崎文化会館におきまして災害を想定しました救護所訓練を行ったところでございます。この訓練を受けまして今回、これまでなかったのかという御指摘もあるかと思うんですが、宍粟市医師会、歯科医師会、薬剤師会さんのほうと宍粟市長と協定を結びまして、災害におけるそういう体制づくりも今後詰めていきたいと、このように考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 次に、訪問看護ステーションなんですけども、皆さん一生懸命頑張って数字的にも大変たくさんの方がおられる。と同時に、何回も繰り返すように地域の方には申しわけないかもわからないんですけども、一宮の北部地域には民間の訪問看護ステーションもありません。大変南北距離があります。そのようなこ

とから、逆発想で民間の訪問看護ステーションがなくなったから、市立の訪問看護ステーションを設置するというんじゃなしに、民間訪問看護ステーションの誘致とか、そういうところにちょっと一歩踏み込んでいただいて、今まで民間企業の訪問看護ステーションがなぜ撤退されたか、閉鎖されたかという原因は明らかにわかっております。

一つは看護師不足だけではないわけでありまして、やはり民間になりますと、家賃代、運行車両の経費等々たくさんの経費がかかります。それに伴う介護報酬の中には事業所の家賃とか、そういうものは入っておりません。その辺から経営的になかなか難しく、民間企業の方は撤退された。北部地域にも看護師の資格を持った方はたくさんおられます。そういう人をうまく利用して、市の公共施設等を提供して、その辺を整備していただいて、新たに一つ訪問看護ステーション等も各地域に、かつては小学校区に一つというようなこともあったんですけど、介護保険が導入されたときには。今は中学校区になっております。是非とも今の医療機関ともども訪問看護ステーションの北中学校区に設置するという考え方で、民間企業の誘致等を考えていただけないでしょうか。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） ただいまの訪看の件につきまして、議員のほうはこの訪問看護ステーションの現状についてもよくわかっていただいていると、このように考えております。

ちょうど私、西播磨圏域の会議で医療関係、各医師会の会長さん方と定期的にそういう会議がありますが、その中でもこの件につきまして一度議題に出たことがございます。南部地域の医師会の会長さんのほうがこの訪問看護の課題についても述べられておりましたが、やはり民間の視点からしますと、移動距離が長いということが非常に経営上大変なんだというようなことをおっしゃられておりまして、それも一つの要因かなと、このように考えております。

ただ、看護師の確保という大きな課題もございます。今、市内の介護施設であったり、そういったところ、いろんな看護師が必要とされておる事業所があるわけなんですけど、そういったところですら非常に看護師不足に悩んでおられます。そういう中で、新たに民間事業所に来ていただくということは、なかなか厳しいんじゃないかなという気はしますが、これにつきましては今後研究の必要があるかなと、このように考えております。

この訪問看護ステーション、今山崎に拠点を置いておるわけですが、各

市民局単位の保健福祉課のほうをサブセンターと位置づけしております、新しい一宮市民協働センターにおいてその施設をきっちりサブステーションとなる拠点を置く予定としております。そのあたりで民間が対応していただけない部分については、これは公の役目として今後も訪看はきっちり対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） 訪問看護ステーションの人材確保、それと民間の誘致、資料を見てみますと、地域唯一の医療機関の廃止により、地域住民による医療法人の立ち上げをしたという事例もちょっと見てましたら、群馬県のほうでした、あって、そういうんで地域で法人資格をとって、何とかしようというようなこと、デイサービスと訪問看護と、それから巡回型医療の施設を地域で、もちろん地域の方がある程度出資してというようなことも無医地区になるところにおいては、これから考えていけないといけない時代だなと思っております。その辺のところについてまた指導とか支援とかをしていただいたら、ありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、一つ、これからの課題として、やはり医療費の削減等々でプールとかを設置して体力を蓄えて医療費を削減する。医療費の抑制とか医療費の削減というところはどこのところにも出てくるんですけども、宍粟市には訪問リハビリというのがものすごく少ない地域なんです。現状、たつの訪問看護ステーションから訪問リハビリが上がってこられておるような状態で、波賀の民間医療法人が1名の理学療法士が訪問リハビリに出ているような状態です。

そのようなことで、これから健康の予防を含めた医療費、この間からも介護保険等々のことについても出ておりますけども、やはり専門的な人のリハビリというのは大変医療費の削減とか介護給付費の削減に繋がり、健康でそれこそ地元で暮らせる体を維持できる一つの大きな方法だと思いますので、これからの訪問リハビリ等々の導入について、最後にお考えをお聞きしたいと思います。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 先ほどおっしゃっていただきましたように、宍粟市の場合、この訪問リハビリの事業所が少ない状況でございます。介護上、訪問リハビリ、これは非常に重要な役割を持っておると、このようには認識しておりますが、なかなか先ほどございましたように、看護も同じなんですが、いろんな条件の中で宍粟市での訪問リハビリ、なかなか広がらない状況ではございますが、今介護にお

ける流れとしましては、宍粟市の目指しておりますのは、やはり介護予防、もう一歩手前での予防をしていくということで、そこに行く手前、介護にならないようにということで予防ということで総合事業における通いの場づくり、そこでの多くの方に今参加していただいておりますいきいき百歳体操、こういったところで一歩手前で防いでいこうという、そういう体制づくりに努めておりますが、その先につきましてはやはり施設に入っていたかなくて、やはり自宅で何とか自立して生活していただくためには、こういった訪問リハビリも必要になってきます。そのあたり、先ほどおっしゃられておりました先進事例などを研究しながら、宍粟市の今後についても検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（実友 勉君） 9番、田中一郎議員。

9番（田中一郎君） たくさんのことを御質問させていただきましたけども、全て市民の皆さんの幸せと私たち個人個人の幸せということでお伺いしましたので、今言っていただいた実行します、やります、検討しますという言葉がありました。必ずいつの日か実行していただいて、いい宍粟になるようお願いして、私の質問を終わります。失礼します。

議長（実友 勉君） これで、9番、田中一郎議員の一般質問を終わります。

続いて、浅田雅昭議員の一般質問を行います。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。発言許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

私、今回の質問はウォーキングで健康寿命延伸という内容1点でございます。先ほど田中一郎議員の一般質問の最後のほうで医療費の問題、介護費用の問題、それを少しでも減らすには予防という意見もございました。やはり我々それぞれいろんなことを早目早目に手だてするのがいかに大切かという、そういう観点もございませんので、1点御質問をさせていただきます。

言うまでもなく、地方公共団体、いわゆる市ですね、市の役割というのはやはり市民の福祉の増進を図る、これが最も基本的なこととございまして、市民の安全、健康を保持し、安心して暮らせる住環境を整備していく、このことにあるかと思えます。やはり市民の健康づくり、この推進をするためには、市当局、これまでも保健福祉や社会教育などあらゆる分野において、いろんなさまざまな取り組みがなされております。「早寝、早起き、朝御飯」で規則正しい生活習慣づくり、これから生活習慣病予防の普及啓発、今ありましたように、いきいき百歳体操など、介護

予防にと乳幼児期から高齢期まで、やはり今計画策定がされておりますけども、食育推進計画や健康増進計画、健康実策21に基づきまして、市民の健康づくり、健康寿命の延伸を図るために、それぞれそのライフステージに合った取り組みが進められておると認識をしております。

また、福元市長のほうは、スポーツ立市を目指すんだということも言われております。その取り組みの一つとして、やはりウォーキングコースの整備であるとか、ウォーキングリーダーの養成など、ウォーキングの推進にも取り組まれております。皆さんも目にされておると思いますが、多くの方が歩いておられるのを目にいたします。やはりこのウォーキングというのは、年代を問わず、誰でも気軽にできるスポーツといいですか、ウォーキングでございますので、やはり市民の健康づくり、ひいては市民の健康寿命延伸への取り組みができるんじゃないかということを思いますので、私はこのウォーキングを通じて健康寿命延伸への取り組みについての御提案を今回はさせていただきたいというふうに思います。

そこで、まず、これまでのウォーキングの推進状況、いわゆる取り組みの状況ですね、どういうふうなことを取り組んできたかということと、それからあわせて今後これから平成30年以降のこのウォーキングの推進の施策、これについてまずお伺いをいたします。

それとあわせて、次に提案です。一つは、このウォーキングを市民運動として取り組んではどうかということ。それから、もう1点は、いわゆる機器を活用して、いろんな機器が出ておると思いますが、その機器を活用して日々の歩数をデータ管理をしていこうと。

3点目、そのデータ管理をした歩数、当然それぞれ各個人個人の体力等もございまして、その目標歩数達成者や検診データに改善があった市民に対して健康づくりポイントを付与して運動への参加と継続を支援する。こういったことによっていろんな取り組みの推進を図っていったらどうかということです。

やはりこの取り組みが市民のスポーツ参加や健康づくりへの取り組みを促す、そして健康寿命の延伸に繋がると、これ一つだと私は思いますけども、市長の考えをお伺いしたいと思います。

最初の質問を終わります。以上です。

議長（実友 勉君） 浅田雅昭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、浅田議員の御質問にお答えを申し上げたいと思

ます。

ウォーキングで健康寿命を延伸をと、こういうことであります。

お話にもありましたとおり、近年、朝、昼、夜問わず市内でウォーキングをしていただく方が増えておる状況でありまして、非常にありがたいことだと、このように思っています。

私は常々日々の個々の生活を豊かにするとはということで、いろいろ考えておるところであります。基本的には私はまずそれぞれが健康であること、また同時に、感動や楽しみがあること、さらにはやってみたいことがある、ある意味そういったことにチャレンジする、それからもう一つは人と温かい繋がりがあること、これらが日常にあると、私は人として生きていく上で心が豊かになるのではないかなあと、こんなふうに感じております。そういう意味で、一つのウォーキングというのはまさに健康寿命の延伸には非常に大きな役割があると、こんなふうに思っております。

そこで、推進の状況についてであります。先ほどいろいろお話の中にもあって、少し重複する部分があるかと、こう思うんですが、具体的な実践としては従前から取り組んでおりますが、平成27年度からはウォーキングリーダー養成講座を開催して、もう既に61名のリーダーを養成しておるところであります。また、平成28年度につきましては、各それぞれの保健福祉センター4カ所を発着とする約3キロメートルのウォーキングコースを設定し、血圧計や体脂肪計を活用いただき、健康管理に努めていただいているとともに、希望者には保健師からアドバイスを受けられる体制を整えておるところであります。

また市内の公園を歩くウォーキング教室も月1回程度開催するとともに、宍粟市のスポーツ推進委員会主催によりますウォーキング大会の実施だったり、各団体によるウォーキングイベントが開催されておるところであります。

この平成29年度には、スポーツ推進委員さんと協力をして、もっと身近にウォーキングができるようにということで、地域のコース設定を拡大をしているところがあります。引き続きこれらの取り組みを推進して、多くの市民の皆さんに参加をしていただいで、まさに市民運動となるような取り組み、こういった方向で進めていきたいと、このように考えております。

そこで、提案をいただいでおります機器を活用した日々の歩数のデータ管理につきましては、従来からある万歩計以外にも最近はスマートフォンによる歩数管理ができるアプリなどが普及しておりますので、現在実施をしております教室等での活用や特定検診会場で広報等による歩数管理の重要性について啓発する中で、機器の

活用も進めていきたいと、このように考えております。

また、健康づくりポイント事業の対象に目標歩数の達成等を追加する方向でということの御提案であります。その方向で進めていきたいと、このように考えております。

いずれにしましても、ウォーキングなど手軽に取り組める身体運動は、まさに健康寿命に繋がるものでありまして、それに加えましてラジオ体操、あるいは温水プールの活用、百歳体操などなど、総合的に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） ありがとうございます。市長の御答弁いただきました中で、私を感じたのは、この私の提案に対しまして、いわゆる行政用語で前向きに検討すると、実施できるものは実施するというふうに受けとめさせていただきましたけれども、それで確認よろしいでしょうか、お伺いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさにそのとおりであります。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） まず、いわゆる市民運動、これは宣言するしないは別といたしましても、やはりそれぞれ市民一人一人の健康づくりということでございます。やっぱりいろんな施策の中で取り入れていただきたいなというふうに思っています。

それで、やはりこれを広く進めていこうとするには、やはりその行政だけの力では、これはかないませんので、今これまでの取り組みの中でもありましたように、それぞれリーダーの養成であるとか、それからスポーツ推進委員さんがそれぞれおられますので、その方々と連携した地域での取り組みというのが、これは大きな役割になってこようかと思っておりますので、その点、特に今後このウォーキング、市民の健康づくりを進めるに当たっては、それぞれ地域のリーダーの方々のお借りしなければならぬ、それによって、この運動の取り組みが大きく広がるというふうに私も思うし、これはもう皆さん考えておられることだと思っておりますので、特にこの辺、平成30年度もこれまで以上にそれぞれのスポーツ推進員さん、リーダーの養成、実質地域で活動ができる、そういう行政の側面的な支援も含めて取り組みを進めていただきたいというふうに思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 富田まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（富田健次君） 地域でスポーツ推進員の活用やウォーキング

リーダーを養成し、取り組み必要があるのではないかというような御質問だったと思うんですが、ウォーキングが市民運動として取り組めますようにスポーツ推進委員によりウォーキングコースの拡充を図ってまいりたいというふうに思っています。

先ほど市長の答弁でもございましたけども、ウォーキングリーダーが61名養成されてございまして、スポーツ推進委員の活動と共存しながら、それぞれ地域でウォーキングの取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

市民の皆さんにウォーキングの身体運動を意識しながら行うことで、健康寿命、元気な宍粟に繋がることを理解していただけるよう取り組んでまいりたい。また、あわせて、広報紙とか市のホームページを使いましてその取り組みにつきまして、啓発・周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） それから、いろんな運動を広げるという中で、スポーツ推進委員さんのほかにも、各それぞれ小学校区にそれぞれスポーツクラブ、それぞれの地域の方々が主体となってスポーツクラブを立ち上げていただいて、いろんな活動もされておるとお思いますので、そういったスポーツクラブとの連携と申しますが、当然活動するには資金的なことも必要になってこようかと思えますけども、何をするかによっては違うと思えますので、その辺それぞれスポーツクラブの所管の部局もあろうかと思えますので、連携してやっていただくことも必要ではないかというふうに思えますけども、いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） スポーツクラブも各小学校区にできて、それぞれの活動の差異はあるわけでありますが、ただいまおっしゃったようなことについては、これまでもそのクラブを中心にいろいろ工夫を重ねていただいて、実践をしていただいておりますが、資金の問題もいろいろあるやに聞いております。そういったことも含めて今後検討していきたいと、このように思います。

そこで、実は昨晚、第13回の宍粟市のさつきマラソン大会がこの4月15日に開催をされます。実行委員会があったところではありますが、私も参加をさせていただいて、第13回であるけども旧山崎からこのさつきマラソンがスタートして40回になるんだと、こういうことでありまして、40回を記念して何かすることがないだろうか、こんな議論がなされました。そこで、4月15日がマラソン大会ではありますが、その前日、14日の土曜日にもともと最初は商店街を走って第1回はやったんですが、



そのコースを記念のウォーキングとして市民や市外に発信をして、ウォーキング大会を開催しよう。これは、まさにそういったことの意味合いを込めて実行委員会、体育協会の皆さんや、あるいはスポーツ推進委員さん、各種団体が参画なされておりますが、そういう健康志向を高めていこうということに昨夜決めていただきました。まさにいろんな各種団体や、いろんなグループや、いろんなところでそういうことを通じて進めることが、まさにこれから市民運動へと発展する契機になるだろうと、このように考えております。

また、一方、先般、いろいろ国からの情報を見ておりますと、お聞きになっておられるかも知れませんが、文部科学省の所管だと思っておりますが、いよいよスポーツ庁が、まず今月から、自らであります、歩きやすい服装だったり、靴で通勤しようという、そんな運動を始めていきたいという発信が長官、ちょっと名前を忘れましたが、発信をなされておりました。

ウォーキングとはいかに重要な健康へのアプローチになるということをおっしゃってましたので、これからいろいろお話があったことについては、当然行政もそうでありますし、まさに市民と一体となってその運動を進めることが重要だと、このように再認識をしておるところであります。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） ありがとうございます。提案の中のデータ管理ですね、今御答弁いただきましたように、皆さん、最近スマートフォンをそれぞれお持ちでいろんなアプリがあるようです。私も一つそのアプリを使って今日は何歩歩いたというふうに見ておるんですけども、そういうことも含めまして、以前でしたら機器が大変高価だったと思いますけども、そういう安価な機器等もあるようでございます。

一つ御紹介をしたいと思うんですけども、皆さんも読まれたと思います。今年の1月9日の神戸新聞の社説に「健康ポイント」ということで載っておりました。ただ、これは保険料への活用を考えてはということで、ちょっと意味合いは違うんですけども、その記事の中で岡山市さんの取り組みが紹介をされておりました。岡山市の健康ポイント制度、岡山市さんは健康の「康」が「幸」という字なんですけども、健康ポイント制度、岡山市さん。これは参加者に活動計などを配付されて、日々の歩数を測定をすると。過去の参加者約4,000人の2年間のデータを分析すると、一日の平均歩数は約2,000歩伸びたと。それから次なんですけども、参加前に肥満と診断された人の3割は改善した。非参加者と比べ医療費の増加を一人平均4万円抑制できたという、これが神戸新聞の社説に載っておりました。いわゆる、こ

うといういろんな取り組みをする中で、結果的にそれぞれの人の健康が改善をする、今まで肥満というグループに入っておった人の3割の人が改善できたんだと。一番の神戸新聞の社説で言いたかったのは、多分ここの医療費の伸びの抑制というところが新聞社は言いたかったのかもわかりませんが、結果としてそれぞれ当然医療費、当然伸びは仕方ないと思うんですけども、それが抑制できると。結果的にそういうふうになったということでございますので、いわゆるそれぞれ市民一人一人にとってはできるだけ健康寿命が延びていくということが大きなメリットでありますし、市あるいは全国的にこれが普及すれば、そういう今社会保障費の伸びが非常に大きい状況にありますので、少しでも医療費なり、結果的にまた介護費用のある程度の抑制にも繋がっていく可能性もあるんじゃないかというふうに思いますので、今市長の答弁の中で歩数管理のほうにもいろんなところで取り入れていきたいということも伺いましたので、こんな岡山市さんの取り組みも一つ御紹介をさせていただきますので、また参考にさせていただいて、同じことをしてくださいというつもりはございません。そういういろんな取り組みをされておる実例がございますので、そんなことも参考にしながら、宍粟市として取り入れられるところは取り入れていくということで検討を進めていただければと思います。いかがでしょうか。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 健康づくりポイント事業を今やっておりますが、冒頭申し上げたようにいろんなことも組み合わせして、先ほどおっしゃった岡山市の「健幸」、こういったことも研究をしていきたいと、このように思います。

私も日々反省をしながらしておりますが、大体聞いておりますと、働き盛りは一日8,000歩だったんじゃないかなと思うんですが、そういったことが非常に健康に繋がるということもありますので、是非これから市民運動も含めて、行政の役割もきちっと果たしながら、医療費の抑制やらを含めて努めていくことが大事だと。ありがとうございました。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 岡山市さんの取り組みを御紹介しました。岡山市さんの取り組みは、18カ月のスパンでそれぞれデータ管理されてますので、結果的にある程度長い継続というのが必要になってきます。ですから、岡山市の場合は、この約5,000人で1クールというふうなことで進められておりますので、いわゆる継続して参加できる取り組みをしていただくというのが一つ大きな課題かなというふうには思いますけども、やはり取り組んでみる価値は私はあるかと思っています。何

とぞいわゆる実施できるという方向で進めていくという御答弁をいただきましたので、その方向でお願いしたいなと思います。

宍粟市のほうもこの平成29年度から健康づくりポイントの制度がスタートしておるといいますので、いわゆる対象を拡大するとか、その内容を見直すだけで新たにまたポイント制度をつくる必要もないかと思っておりますので、その点も含めてお願いをしていきたいなと思います。

要は、たびたびになりますけども、いわゆるそれぞれの一人一人がそういう取り組みを行うことによって、結果的には大きく医療費の問題であったりとか、介護予防、今本当に大きくなっています。国民健康保険税の掛金が高いということも言われておりますし、それから今日の新聞にも出ておったと思います。介護保険料、各政令市の状況も出ておったと思いますけども、本当にどんどんと増えております。標準月額7,000円台の市もあったように思いますけども、それが少しでもやはり予防という観点の中で、幾らかでも全体的にそういう社会保障経費が抑えられていく。それは一人一人の健康をつくっていった結果としての成果になりますので、そういうことも含めまして、もう既に平成30年度の予算編成は終わっておりまして、今提案がありますけども、できるところから補正等々も含めまして対応をしていただければ、きちりとした制度設計をしていかなければ、継続ができませんので、平成30年度に制度設計も含めて十分研究検討を進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（実友 勉君） これで、8番、浅田雅昭議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩をいたします。

午前10時45分休憩

---

午前11時00分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第1号議案

議長（実友 勉君） 日程第2、第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第1号議案、宍粟市人材確保・定住促進基金条例の制定については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第1号議案は、宍粟市の最重要課題である人口減少対策として若年層の人口流出の抑制を図るため、魅力ある雇用の場の創出、市内産業の人材確保、移住及び定住等を推進する事業に要する経費の財源に充てることを目的に、今回、新たに基金を創設するものです。

なお、当基金は、経済産業会をはじめ、教育、金融、報道等各種機関のさまざまな関係者でつくる組織において議論いただき、定住・移住施策や人材確保等を速やかに実行できる仕組みの構築、また、安定的な財源確保を行おうとするものです。

審査の過程で委員からは、今、基金を設置する必要性と条例制定の目的について、また、基金の規模や財源について、さらに基金の運用規定などについての質疑や意見が出されました。

当局からは、人口減少を抑制するための取り組みについて、行政の視点だけでなく、民間や若者の意見を反映した事業を適時に実行して行くために安定的な財源を置きたい。また、人材確保・定住促進という目的のための予算をあらかじめ確保して、強力に進めていくとのメッセージを発信していく狙いもあること、また、基金の規模は当初1,000万円とし、事業の動きを見ながら同額程度を毎年積んでいき、3,000万円から5,000万円程度の規模にしたい意向であること、財源については企業の寄附金も視野に入れており、それに対しての税金控除についても検討しているとの説明がありました。

最後に、委員から、せっかくこういった基金を創設するのだから、自由な発想を実現できる仕組みづくりをきっちりと運用規定を定めて進めていくことを求める意見や的を絞った運用など、基金を是非生かしてほしいとの意見が出されました。当局からは、目標を持ってターゲットを絞り進めていくとの回答でした。

審査の結果、第1号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

大畑議員。

12番（大畑利明君） 12番、大畑です。委員長の報告に対して質疑をさせていただきませんが、この基金条例について、この活用イメージというのが委員会の資料でも出てまいりました。ただいまも報告にあったように、民間の皆さん方の御意見を聞いたり、あるいは若者の意見を聞いた上で活用していくというイメージで、施策に対して市民意見を反映するという、そういうことについては非常にいい制度というか、考え方だろうというふうに私も思いますが、ただ、説明がありました宍粟市版若者会議とか、民間の意見を聞くということがどこにも明記をされていないんですね。ですから、より透明性を高めていく意味でも、やはり条例とかできっちりうたっていく必要があると思うんですが、その辺の議論はどのようにされましたでしょうか。

議長（実友 勉君） 答弁を求めます。

11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） お答えします。議論の中では、先ほども申しましたように、仕組みづくりをきっちりとしていく、運用規定を定めてという意見が出てまいりました。また、宍粟市版若者会議の点につきましては、いろんな意見も出ました。その中で今のところ、どういう形であるかということについては、決定はしていないということで、方向性としては先ほど申しましたように、目的を絞って、ターゲットを絞るというところで、思いはあるというふうに私どもも感じましたので、これからの委員会の中でその辺のところを詰めていくということは、委員会の役割だというふうに考えておりますので、その辺はきっちり審査で詰めていきたいと思っております。

議長（実友 勉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第1号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 第2号議案

議長（実友 勉君） 日程第3、第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第2号議案、宍粟市中小企業等振興基本条例の制定については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第2号議案は、宍粟市では定住促進重点戦略の柱として、働く＝「雇用の創出と就職支援」を推進していますが、この取り組みを実効あるものにするためには地域の経済と雇用を支える中小企業等の成長や持続的発展が不可欠です。そのため、中小企業等の振興が宍粟市の地域創生の取り組みにおいて重要な課題であることを認識し、企業の成長や持続的発展を図ることで、地域経済の発展と地域創生、ひいては市民生活の向上に繋がるものとして、中小企業等の振興に関する基本事項について制定しようとするものです。

審査の過程で委員からは、この条例の必要性について及び施策の推進体制について質疑があり、また、検証及び評価について、市民を含む検証機関の設置を求める意見が出されました。さらに、基本施策についても、企業、団体に求めるべきではない内容も含まれているのではないかと指摘がありました。

当局からは、この条例制定は、国における小規模企業振興基本法、県の中小企業振興条例の制定を受けて、市としても中小企業の振興の再認識、市の決意をあらわすとともに、商工団体、金融機関など個々の取り組みや連携事業をさらに進めていくとするものである。評価、検証については、既に商工団体等と定期的な打ち合わせを行い、日々検証している中で行っていくとの回答がありました。

しかしながら、委員からは、理念で終わらせないためにも、検証機関を設けるなど、自らに負荷をかけていくべきではないかとの意見がありました。

審査の結果、第2号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第2号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第3号議案

議長（実友 勉君） 日程第4、第3号議案、宍粟市学童保育所条例の制定につい

てを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたもの  
あります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、  
第3号議案、宍粟市学童保育所条例の制定については、3月1日に第21回文教民生  
常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告  
をいたします。

本議案については、河東小学校敷地内学童保育所専用の建物が建設されており、  
平成30年4月1日からの施工に向けて施設の設置及び管理について、必要な事項を  
定めるものです。

委員からは、なぜ河東だけ条例になっているのかの問いに対しましては、今まで  
の学童は学校の空き教室を利用していました。河東は、学童専用の施設を建築する  
ため、公の施設として管理するものなので条例にする必要があるとの回答でした。

委員の中でもいろいろ意見が出ました。要綱でスタートした経緯がある。また、  
市民にかかわるものは、条例化していくべきなどなど、県下でも半分ぐらいは条例  
で規定されております。今後、条例化することを調査研究していただくことを望み  
ます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第3号議案は全会一致  
で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終  
了したいと思います。

御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第3号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5 第4号議案

議長(実友 勉君) 日程第5、第4号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第4号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第4号議案は、宍粟市訪問看護ステーションでは、緊急時や自宅看取りに対応するための24時間連絡体制をとっていることから、勤務する看護師等の負担となっており、今後も24時間体制を維持していくために、人員確保・安全確保に資するため、宍粟総合病院に勤務する看護師等と同様に、遺体処理処置及び緊急出勤などの特殊勤務手当が支給できるよう、所要の改正を行うものです。また、これらの手当につきましては、国民健康保険診療所勤務職員にも適用するものです。

審査の過程で委員からは、これまで、市の行政改革の中で職員の特殊勤務手当等の削減を進めてきた背景にあって、新たに加えようとする必要性は何か、また、臨時職員に対しても同様の処遇改善を考えているのか等の質疑が出されました。

当局からは、今回の訪問看護ステーション勤務職員の特殊勤務手当については、

既に、宍粟総合病院に勤務している職員には支給している手当であり、同様の業務を行う訪問看護ステーション勤務職員についても支給するため範囲を広げる形で提案している。なお、非常勤職員については、業務に従事する場合を想定し、同様の手当を支給できるよう、近隣市町を参考に規則改正を検討しているとの回答がありました。

審査の結果、第4号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第6 第5号議案

議長（実友 勉君） 日程第6、第5号議案、宍粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたもので

あります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第5号議案、穴粟市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第5号議案は、現在の条例では、公共用または公益事業等に供する場合及び地域経済の発展に資する場合について、普通財産の無償または低額での譲渡または貸し付け等の規定を設けておりますが、今後、定住促進に資することを目的に、市長が特に必要と認めたときは未利用財産を譲渡、貸し付けることが議会の議決を得ることなくできるように条例を改正するものです。

あわせて、行政財産につきましても、法律上、貸し付けが可能となっていることから、今後、公共用等に貸し付ける場合につきまして、本条例の規定を準用しようとするものです。

審査の過程で委員からは、人口減少の進む中、若者の定住を促進するためということについては理解できるという意見、また、地方自治法にも定められているように、市民の財産について市民の代表である議会の議決権を外して譲渡しようとするということについては、譲渡条件などについて詳細な審査を行う必要があるのではないか、それまでは、従来どおりの手順を踏むべきではないかとの意見が出されました。

当局からは、公募によって相手方を決定することの議決上の課題、個人のみを対象にし、3年以内に居住用の住宅を建設することや、目的外使用を防ぐ「買い戻し特約」をつけること、転売の禁止、40歳以下であること、または中学生以下の子どもを有することなどの譲渡条件を現在検討中であるとの説明がありました。

一部の委員からは、「買い戻し特約」をつけることが可能なのか、また、譲渡条件をきっちりと制度化されていない段階であり、判断できかねるということから、継続審査を求める動議が出されましたが、賛成少数で否決となりました。

審査の結果、第5号議案については、適切と判断し、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

第5号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第5号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(実友 勉君) 起立多数であります。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第6号議案

議長(実友 勉君) 日程第7、第6号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第6号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第6号議案は、今回、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改

正されたことに伴い、当市においても、政令で定める基準と同様の補償が行えるよう関係部分の改正を行うものです。

主な改正内容としては、非常勤消防団員等の損害補償基礎額の加算額及び加算対象区分について、一般職の職員の給与に関する法律で規定されている扶養手当支給額及び支給対象の基準に基づき、改正しようとするものです。

審査の結果、第6号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案

議長（実友 勉君） 日程第8、第7号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたもので

あります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君）平成30年2月26日に審査付託のありました、第7号議案、穴粟市国民健康保険条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本議案については、平成30年4月1日より国民健康保険法が一部改正されることに伴い、市の運営協議会についての引用条項のずれと文言の整備を行うものです。

委員からは、役割はどうなるのかという問いに対し、県の運営方針について審議、保険事業についても市はこれまでどおり運営状況は変わるものではありませんとのことでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第7号議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第8号議案

議長(実友 勉君) 日程第9、第8号議案、宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第8号議案、宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本議案については、平成30年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることにより、後期高齢に加入前から施設等に入所されている場合でも住所地特例が適用されるようになり、それに伴い市の条例についても加入者の特例についての規定を改正するものです。

介護と同様、県外施設に入居された場合でも宍粟市に属されるということになります。宍粟市には、今のところはないということです。対象になる場合は丁寧に説明していきたいとのことでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第8号議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第9号議案

議長(実友 勉君) 日程第10、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本議案については、平成30年度の国民健康保険税の税率を改定するもので、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律です。平成30年度から県が市町とともに、国保の運営を担うようになりました。県の運営方針では、平成32年度までに保険料の算定方式を現行の4方式から資産割を除く3方式に移行することとされます。

宍粟市でも段階的に税率を見直し、3方式に移行していく計画です。今回の改正では、医療給付費分の税率は減額となり、後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率は増額となるものです。

委員からは、資産割減の影響、また県の運営方針に従わないことはできるのかと



の問い対しまして、県で3方式を目指すことに合意しているのので、宍粟市だけ従わないでいくことはできません。既に保険者努力により交付金額への影響が始まっています。事例で説明をいただきました。これはいたし方ないとの意見が多かったです。今後、医療費を抑えていくために、保険者努力をするよう、働きかけていただくことをお願いをしたいと思います。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第9号議案につきましては賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第9号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

この条例の改正は、今年4月より国民健康保険税の財政が県の運営に移ることによるものです。県が宍粟市の納付金額を決め、あわせて標準保険料率を目安として示しましたが、県が示した標準保険料率より宍粟市の医療給付費分の税率のほうが高く、税負担の軽減を図る方向になっております。このことは、一般会計からの法定外繰り入れを行い、保険税を引き下げてきたほかの市町と比較しても宍粟市の国民健康保険税が高過ぎたということを示しております。

今回、後期高齢者支援金分と介護納付金分の所得割、均等割、平等割の負担が増えています。国保に加入している市民の保険税の負担がどうなるのか、モデルケースを見ますと、増額になる世帯が多く、一般会計からの法定外の繰り入れを行い、保険税負担を軽減し、市民の医療を受ける権利を守るべきです。

また、今後、県が財政運営の責任主体となることにより、宍粟市民の生活実態を考慮することなく、強制的な保険税の徴収などが行われなかと不安を感じていま

す。

以上の理由から反対いたします。

議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） 5番、今井和夫です。この議案の一番の要点としては、今も話がありましたように、3方式を4方式（後刻訂正発言あり）にすると、そういう中で資産割をなくしていくということだと思います。その理由として、考えられるのが固定資産税に対して二重の課税をしているのではないかということ。それから、特に所得が少なく、特に年金だけの方でそれなりに土地を持っておられる、そういう方のやっぱり負担が今非常に大きくなっているんじゃないかという、そのあたりほかにも理由があると思いますけども、そのあたりが大きな理由で資産割をなくしていくという方向になっているということです。それは、当然のことじゃないかなと、仕方がないことじゃないかなというふうに思います。

一番懸念されたのが、資産のない人が、じゃあ、どれだけ増えるんだろうかという部分なんですけども、特に所得が少なくて資産のない人がどれくらい増えるのかなということを懸念して、モデルケース的な部分で出してほしいというふうに言いましたところ、当局のほうが出していただいた数字としては、年金のみの収入で固定資産税がないという方においては、1世帯900円の増額になると。これ3年でなくしていこうということですから、多分3年後にはまあざっと2,700円の増額になるんだろうとは思いますが。確かに増えるのは増えるんですけども、このくらいだったらもう仕方がないかなというあたりで、私としてもやっぱり認めざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

それから、一般会計からも入れたらということなんですけども、そういうふうなことをしているところもあるということなんですけども、やっぱり国保税利用者だけがそのメリットに享受するという問題点、あるいはこれから県が一本化していく中で、そういうことはなくしていこうという方向の中で、今してるところもいずれはできなくなるんじゃないかなというあたりのところもあると思います。そういうふうなこともあって、やっぱり一般会計のほうからも繰り入れというのは、なかなか厳しいんじゃないかなということで、低額所得者に対しては軽減措置はちゃんとされているようですし、そこに対しては一般会計からの補填がちゃんとされているという部分もあると思いますので、本当に税を掛けるという部分は誰も高い税を掛けたくはないという気持ちは非常によくわかるんですけども、いたし方ないかなという

ころで賛成の答弁とさせていただきます。

議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第9号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第10号議案

議長（実友 勉君） 日程第11、第10号議案、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第10号議案、宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本議案については、老人福祉計画の名称を高齢者福祉計画とするものです。

委員からは特に意見はございませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第10号議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第11号議案

議長(実友 勉君) 日程第12、第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本議案については、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるもので、第1号被保険者保険料の基準月額を6,700円とし、被保険者の所得に応じた負担を求めることから、所得区分の段階を現行の9段階から11段階に見直すものです。

第7期計画では、改めて検討した結果、所得に応じた負担を適切に求めるとの観点から、第9段階の基準所得金額を変更し、それに応じて11段階までの保険料率を制定しているとの説明がありました。

委員からは、宍粟市は値上げとなる、据え置きのところもあるけれども、それは

どうなのかとの問いに対しまして、基金、施設整備の状況、高齢化率にも影響します。一概には言えないとの回答でございました。6期から7期に800円の値上げとなります。これ以上値上げになると市民の生活そのものが苦しくなってしまう。安心して暮らせるまちづくりのためにも、保険料を抑える研究をこれからもしていただくことを望みます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第11号議案につきましては賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改正は、今年4月から介護保険料の基準月額が800円高くなるものです。現在の基準月額5,900円が6,700円になります。介護保険料は年金が月額1万5,000円以上あれば、有無を言わず年金から天引きされますし、無年金の人であっても払わなければなりません。そのため、払えない人が多く、何とか払ってもサービスを使うときには利用料もかかるので、必要なサービスを利用できないという問題点があります。

特に、宍粟市は兵庫県下でも保険料が高く、今回の改正でより高くなり、必要なサービスを利用できない人がますます増えてしまいます。その上、今年4月から3年間の介護保険の計画では、国の法律の改正に基づいて介護保険給付費削減のための自立支援重度化防止が強調され、介護が必要になってもその人らしく生きていくためのサービスの充実という、高齢者の尊厳と権利を守る介護保険運営、介護保障の立場が抜け落ちております。介護保険料は高くなるのに、その人らしく生きてい

くための介護サービスの充実は不十分です。このような現状がある中、介護保険料を引き上げることが許されません。一般会計から法定負担割合を超えて介護保険事業特別会計に繰り入れを行い、保険料を引き下げるべきです。

以上の理由から反対いたします。

議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。第11号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例一部改正は、第7期宍粟市介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるものであります。

第7期介護保険事業計画は、第6期介護保険事業計画で取り組んでいた地域包括ケアシステムを強化し、基本理念である高齢者が地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを目指そうとするものです。

今回、サービスの基盤整備の主な内容は、地域包括ケアの実現にとって重要なサービスである小規模多機能型居宅介護事業所が整備できていない三つの福祉圏域に各1事業所を整備しようとするものです。

保険料については、第6期における基準月額5,900円から6,700円と800円の増額となりますが、増額の主な要因は、65歳以上の方の負担である第1号被保険者の負担率が第6期22%から第7期23%と1%増加したことによる影響額が301円、国が負担する財政調整交付金の減額による影響額が276円、介護報酬改定や処遇改善による影響額が105円と市の努力ではどうにもならない要因が大きくなっております。

また、サービスは充実を図るが、保険料の増額を極力抑えようと小規模多機能型居宅介護事業所の整備を各年度1事業所としたこと、入所待機者が多い特別養護老人ホームの整備については、保険料の増額に繋がることから、他の施設サービスや居宅サービスを利用することにより、施設整備については継続課題としたこと、低所得者の保険料に配慮し、第6期で9段階であった保険料段階を11段階に設定したことなど、保険料の増額抑制や低所得者対策に努力された結果が見られ、今回の条例改正は適切と判断をいたします。

今後、地域包括ケアシステムの強化を図り、介護予防や総合事業の充実を図る取り組みを推進されることを期待し、賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いをいたします。

以上です。

議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第11号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第11号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

最初に、今井議員より発言訂正の申し出がありますので、許可します。

5番、今井和夫議員。

5番（今井和夫君） 失礼します。先ほどの第9号議案に対する私の賛成討論の中で、4方式から3方式への変更と言うべきところを間違って3方式から4方式への変更と言ったようなので、その部分を4方式から3方式への変更と訂正させていただきます。失礼いたしました。

議長（実友 勉君） 発言の訂正を許可します。

日程に入ります。

日程第13 第12号議案

議長（実友 勉君） 日程第13、第12号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第12号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本議案については、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から県が行っていた指定居宅介護支援事業者の指定を市が行うこととなり、基準等を定めるものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第12号議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 第13号議案～第14号議案

議長（実友 勉君） 日程第14、第13号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてから、第14号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。



文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第13号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正についてから、第14号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてまでの2議案については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

まず、第13号議案の主な内容としては、学校規模適正化により平成30年3月31日をもって神戸小学校と染河内小学校が廃止になり、4月1日から新たにはりま一宮小学校が開校になるものです。

次に、第14号議案の主な内容としては、幼保一元化により下三方幼稚園と繁盛幼稚園の園児は三方幼稚園に通園しております。平成31年4月に認定こども園が開設される予定となったため、平成30年3月31日をもって下三方幼稚園と繁盛幼稚園が廃止になるものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第13号議案、そして第14号議案のいずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第13号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第15 第15号議案

議長(実友 勉君) 日程第15、第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、3月1日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

宍粟総合病院は、現在、一般病床数205床で、そのうち急性期病棟150床と地域包括ケア病棟55床となっております。地域包括ケア病棟は急性期での治療が終了し、在宅復帰に向けた医療が必要な患者が入院されています。そのため、入院期間が長くなり、患者や家族の方から病室の環境改善を望む希望が出ていたこともあり、6人部屋を4人部屋に、3人部屋を2人部屋にし、病床数を195床(後刻訂正発言あり)に変更するものです。

病床数と床面積を変更することにより、外来については初診時保険外併用療養費

が対象から外れますが、検査等の出来高算定ができるようになり、増収が見込まれます。また、地域包括ケア病棟入院料の点数が現行より高い点数に変更でき、入院料についても増収が見込まれます。

委員からは、地域包括ケア病棟減となることは、今後の在宅医療に向けた地域医療に力を入れていく今、なぜこのとき減らすのかとの問いに、当初は入院期間を60日間にして在宅へ向かっていただくことを考えて、地域包括ケア病棟をつくりましたが、入院期間が長期になることで環境改善を望む意見が多くなったため、改善に踏み切りましたと。将来的に高度急性期、回復期が不足することも考えられますが、地域的な状況を見て、病床確保を目指していきたいとのことでございました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、第15号議案については賛成多数で可決すべきものと決しました。

先ほど199と言わなかったと思うので、199床に変更になるものと訂正させていただきます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

この条例の改正により、公立宍粟総合病院の病床数が現在の205床から199床に減少します。6床を変床、7床を休床とするので、合計で13床減少することとなり、地域包括ケア病棟が55床から42床に減少します。これらは国や県の医療費削減の動きに対応したものではありませんが、公立宍粟総合病院は宍粟市民の命と健康を守る共有財産であるということを念頭に置いて、より多くの市民により議論が進められたのだろうかという疑問が残ります。

赤ちゃんから高齢者まで、全ての市民の願いは命の危機にさらされたとき、すぐに受け入れてもらえること。良質の医療を受け、安心して療養ができることです。現状は定期的に受診をしても、救急時担当医がいないのということで、診察入院の受け入れを拒否され、ほかの病院での診察、入院をお願いするしかありません。多くの市民が身近にある唯一の総合病院を利用したいと思っているのに利用できず、病床利用率が上がらないのはどうしてなのか。どうすれば改善されるのか。そういった議論が不十分なまま、病床利用率算定の指標を変更し、病床利用率が改善したとしても、市民が望んでいる医療の充実は図れないのではないか、地域包括ケア病床から早期退院を迫られるのではないかと、医師の確保はできるのか、より質の高い医療を受けることができるのか、病院の建て替え時に市民が望む病院を建てることのできるのか、医療収益の増収が見込まれておりますが、見込みどおりの増収になるのかなどの不安が残ります。もっと時間をかけて議論をする必要があるのではないかと考えます。

以上の理由から賛成することはできません。

議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、神吉正男議員。

10番（神吉正男君） 10番、神吉正男。第15号議案、宍粟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

地域包括ケア病棟の6人部屋を4人部屋に、3人部屋を2人部屋にすることによって、一人当たりのスペースが広がります。以前から多くの患者とその御家族から要望があったことでもあり、間仕切りが1枚のカーテンである現状のプライバシーを問題も大きな家具を間仕切りとして置くことにより、大きく改善されますし、冷蔵庫や収納家具も充実し、入院患者の環境はよくなります。

205床から6床減らし、許可病床数が199床になり、200床以上の病院で徴収される初診時保険外療養費は徴収されなくなりますので、その分は減収するでしょうが、診療報酬改正後の診療点数は増えるので、経営は現状の試算で約7,000万円の増収が見込まれます。

地域包括ケア病棟の病床数は減少しますが、これまでの利用状況及び院内サポートチームによる調整により対応するので、大きな支障はないと考えます。

よって、今回の条例一部改正は妥当と考えます。議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第15号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第15号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(実友 勉君) 起立多数であります。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第16号議案

議長(実友 勉君) 日程第16、第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止についてを議題とします。

本議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第16号議案、宍粟市分収育林基金条例の廃止については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第16号議案は、分収育林事業の円滑で透明性のある資金運営を行うため、育林地所有者である市及び育林費負担者が負担した出資金を分収育林基金に積み立てておりましたが、一宮町福知のウズエ分収育林契約が平成29年12月31日をもって満了となることに伴い、事業清算を行ってまいりました。そして、このたび、当条例を適用する分収育林事業がなくなることから、基金の精算を行い、本条例を廃止しようとするものです。

審査の結果、第16号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第17号議案～第18号議案

議長（実友 勉君） 日程第17、第17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてから、第18号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についての2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成30年2月26日に審査付託のありました、第17号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、第18号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についての2議案については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、第17号議案は、波賀町原の原自治会の縁故使用地548.8平方メートルで、関西電力株式会社により施工される機能強化に伴う鉄塔建て替え工事に伴い、同社

に売却する必要が生じたものです。

次に、第18号議案は、千種町下河野の下河野自治会の縁故使用地415.66平方メートルで、兵庫県により施工される主要地方道若狭下三河線防災・安全交付金事業工事に係る道路拡幅の用地として、兵庫県に売却する必要が生じたものです。

この旧慣による公有財産を売却する場合には、地方自治法238条の6第1項の規定により、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

審査の結果、第17号議案及び第18号議案の計2議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておきませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第17号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第18号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第19号議案～第20号議案

議長(実友 勉君) 日程第18、第19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてから、第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第19号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について、第20号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についての2議案については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、第19号議案は、宍粟市過疎地域自立促進計画が、平成29年9月に波賀町区域及び千種町区域を範囲とする計画から市全域を範囲とする計画に変更されたことから、有利な過疎債を財源として、計画的な振興施策を推進するため、今回、過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業に2事業追加することについて、議会の議決を求めるものです。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、下広瀬門前線の舗装工事の追加計上、また、その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事業としまして、平成30年3月末をもって閉校することとなる染河内小学校のプール等の解体工事を追加計上しようとするものです。

次に、第20号議案は、辺地総合整備計画を策定し、有利な辺地債を財源とするため、法律の規定により、議会の議決を求めるものです。今回議案となっています、



山崎町中野地域から、上ノ下地域までにかかる市道中野上ノ線においては、幅員が狭小で通行危険箇所も点在する路線であるとともに、台風等による河川氾濫により県道岩野辺山崎線の宮ノ前橋が被災した場合、被災箇所以北の市民の孤立化が想定されます。

そのため、平成30年度から平成33年度までの4カ年において本路線の道路改良を行うことにより、地域住民の生活環境の向上並びに災害時の迂回道路として、辺地総合計画に定めるものです。

審査の結果、第19号議案及び第20号議案の計2議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておきませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第19号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第19号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第21号議案～第23号議案

議長(実友 勉君) 日程第19、第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定についてから、第23号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの3議案を一括議題とします。

本3議案は、去る2月26日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成30年2月26日に審査付託のありました、第21号議案、農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について、第22号議案、園芸施設共済危険段階基準共済掛金率の設定について及び第23号議案、平成30年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についての3議案については、3月2日に第18回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、第21号議案は、農作物共済の掛金率について、次に、第22号議案は、園芸施設共済の掛金率について設定するものです。

それぞれの危険段階掛金率については、農家間で被害の発生状況が異なる場合があることなどを考慮し、農家の掛金負担の均衡を図るため、農業災害補償法の規定により3年ごとに見直しを行っています。今回は、過去5年間の共済加入者の事故率を勘案し、各個人ごとの共済掛金率を危険段階で、農作物共済の(水稻)では5段階、園芸施設共済では5段階及び標準掛金率を引き受け方式ごとに設定するもので、平成30年度より適用し、共済事故等の有無、大小による加入者の掛金の不公平感を是正しようとするものです。

次に、第23号議案は、農業共済事業に係る事務費の賦課については、穴粟市農業

共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済組合連合会からの賦課金を含めた、市が農業共済事業を行うため必要とする事務費の予定額から、国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を共済加入農家に対し賦課することと定められており、平成30年度については、今回提案されている平成30年度当初予算に基づき算定した結果、主なものでは、水稻共済で賦課総額223万7,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、家畜共済の肥育牛等で賦課総額85万8,000円、賦課単価は1万円当たり50円、畑作物共済の大豆で賦課総額35万2,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円とするものです。

審査の結果、第21号議案、第22号議案及び第23号議案の計3議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本3議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第21号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 第24号議案～第29号議案

議長（実友 勉君） 日程第20、第24号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第6号）から第29号議案、平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題とします。

本6議案は、去る2月26日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長（東 豊俊君） それでは報告をいたします。

平成30年2月26日に審査付託のありました、第24号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第6号）から、第29号議案、平成29年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算6議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。3月1日に文教民生分科会、2日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後6日に予

算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

なお、今回の補正では、平成29年度に執行してきた各種事務・事業について財源を含めた整理を行い、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加・変更するものです。

まず、総務経済分科会が審査した第24号議案の関係部分の主なものとしては、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金や繰上償還金の追加、また、地域生活交通対策事業、公有林整備事業、市営中山台団地建て替え工事費など事業費の確定等により減額をするものです。

次に、文教民生分科会が審査した第24号議案の関係部分の主なものとしては、事業の実績見込みによるリサイクル活動奨励金の減額、後期高齢者医療広域連合への負担金、臨時福祉給付金や児童手当、地域密着型サービス施設等整備事業補助金、一宮南・北等の幼保一元化施設の用地購入費等給付金・各事業費の確定などによる予算の減額や国保診療所の患者数の減少による収入不足のため診療所特別会計への繰出金の増額が主な内容です。

次に、文教民生分科会が審査した第25号議案、平成29年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、患者数の減少による診療報酬の減額や医薬材料費の減額が主なものです。

次に、文教民生分科会が審査した第26号議案、平成29年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、各給付金の実績見込みによる予算の増減を計上するものです。

次に、総務経済分科会が審査した第27号議案、平成29年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主なものとしては、揖保川流域下水道維持管理負担金の事業費の確定により追加する一方で、ストックマネジメント計画に係る調査設計業務委託料について事業費の確定に伴う減額を行い、これに伴う国庫支出金や一般会計繰入金等の財源の整理を行います。また、ストックマネジメント計画策定事業について、国のガイドラインの変更に伴い、設計日数を要したため、繰越明許費を計上するものであります。

次に、総務経済分科会が審査した第28号議案、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、農業集落排水施設機能強化のための施設整備工事など事業費の減額を行い、あわせて県支出金や市債など財源を整理するも

のであります。

次に、文教民生分科会が審査した第29号議案、平成29年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、共済費の算定方法等変更による一般会計補助金の増額と、医師、看護師、助産師の修学資金補助金の確定による減額であります。

以上、2分科会が審査報告を受けた後に、質疑を行い、委員会審査の最後に、採決しました結果、第24号議案から第29号議案までの6議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本6議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第24号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 第30号議案～第40号議案

議長（実友 勉君） 日程第21、第30号議案、平成30年度宍粟市一般会計予算から、第40号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題とします。

当該11議案については、去る2月26日の本会議で、提案説明が終わっております。これから質疑を行います。

通告に基づき順次、発言を許可します。

まず、宍志の会の予算質疑を行います。

2番、宮元裕祐議員。

2番（宮元裕祐君） 宍志の会、2番、宮元裕祐です。議長から発言の許可がありましたので、宍志の会を代表して通告書に基づき、平成30年度宍粟市予算編成の質疑をします。

平成30年度の施政方針、人口減少をSTOPさせるためのプランについて。

森林から創まる地域創生の旗印のもと、三つの重点方針のうち、森林から創まる住まい環境づくりの施策について、若者世代の定住促進の予算編成に仕上がっているのか。

子どもの数が減少しています。子育て世代に寄り添った産み育てる環境が近隣の市町より魅力があり、呼び込める予算になっているのか。

新設のせせらぎ公園の活用や既存の公園の再整備、森林を生かした遊び場などの環境整備となっているのか。

市長に伺います。

森林から創まる彩りと生業づくりについて。

農林業の後継者不足により、農地や森林の荒廃が始まっています。後継者、次世代をつくる魅力のある、また将来において収入の安定が見込める農林業の振興になっているのか。林業の集約化の取り組み方法、具体策とは。

企業や自営業者、起業などの支援策は経済雇用の地域産業力、稼ぐ力の底上げになっているのか。

観光立市を掲げる宍粟市において、観光は交流人口や地域振興に大きく影響、また依存しています。観光客の個人消費の促進と滞在時間の延長などの地域経済発展になっているのか。

市長に伺います。



一般会計予算について。

人口減少により、国からの交付金が減少し続けています。また、生産年齢人口の減少により、年齢別人口ピラミッドが崩れ、ひょうたん型になっています。収入や賃金の地域格差により市税等の税収が減少しています。自主財源の確保が必要です。市税をはじめとした収入の確保と公共施設などを活用した新たな自主財源の創出の取り組み方法は何か。

市有財産の有効利用や売却、広告収入など、積極的な活用方法とは。

公共料金の見直しの具体的な方法とは何か。

公共施設の統合、廃止、縮小等の身の丈に合った公共施設の適正管理の具体策とは何か。

市長に伺います。

依存財源、交付金や補助金について、国・県の支出金については法令や制度など、積極的に活用できるように、どのような情報収集の取り組みをしているのか。市長に伺います。

市債（過疎対策事業債）、昨年4月から宍粟市全域が過疎地域指定になり、市内全域で過疎対策事業債の利用ができるようになりました。自治会、集落の維持、活性化、生活交通の確保、定住、移住、交流の推進、人材育成など、ソフト事業として、また買い物難民解決策、支援策として位置づけられているのか。

住民から見た場合、地域活性化事業が住民の意思が反映され、十分に恩恵を受けているのか。市長に伺います。

以上、大きく5点、我々発言回数が3回となっておりますので、簡単明瞭な答弁で極力再質問がないようお願いいたします。

宍志の会を代表して、予算質疑、1回目を終わります。

議長（実友 勉君） 宮元裕祐議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の宮本議員の市政あるいは予算に対する御質問にお答え申し上げたいと思います。できるだけ簡単にということですが、しかし、市政のこともありますので、もし長くなったらお許しいただきたいと、このように思っております。

まず、1点目、人口減少と、こういうことではありますが、転出しなくてもよくなるという視点では、全国的に都市部への人の流れをとめることは非常に難しいと、このように考えています。ただ、進度を少しでも緩めたい、あるいは一人でも多く

帰ってもらいたいという思いで施策を検討し、平成30年度予算に計上しておるところであります。

例えば、経済産業界、あるいは教育機関、NPO等各団体、報道機関、行政機関などさまざまな機関との議論の場を設け、若者が活躍できる仕組みを構築して、新規施策に結びつけることや、あるいは都市部に住む若い人や市内に住む保護者に対して、市内企業の情報を紙媒体、就職フェア案内等々、あるいは宍粟市版の就職支援サイトなど、いろいろなツールを活用して情報発信をしていくことなど、新たな取り組みとして計上をしておるところであります。

あわせて、学童保育所や認定こども園、市民協働センターの整備をすることで、地域で子育てを応援する環境を整備し、若者の転出をとめ、市外からのU・I・Jターン受け入れができるよう推進していきたいと、このように考えております。

2点目は、子育て世代に寄り添った産み育てる環境が近隣の市町より魅力ある予算になっているのかと、こういうことではありますが、子育て世代に寄り添った新たな事業としましては、地域材を活用した子育て環境の充実を図るウッドスタート事業、子育て世代の声を反映させた可燃ごみ2回収集モデル事業、子育て世代への情報発信ツールとして、子育てアプリの導入、子育て世代が少しでもイベント等に参加できる環境を整備するための赤ちゃんテント貸し出し事業のほか、学童保育所や認定こども園の施設整備を進めることで、保護者の多様なニーズに応え、産み、育て、働きやすい環境整備を行っていきます。

いずれにしても、子育て世代が魅力あるまちだと感じ、思ってもらえる施策をどれだけ仕組みとして打ち出せるかが大切だと思っております。

単に、給付ということでは近隣他市町と競争するということではなく、近隣市町と連携しながら交流人口や関係人口を増やし、宍粟市の魅力を発信し、定住に繋げることが大切であると、このように考えております。

3点目のせせらぎ公園の活用につきましては、昨日来も申し上げておりますが、2月に若手市の職員によるプロジェクトチームからさまざまな提案をしてもらっており、おるところであります。現在、法規制や規制緩和の中で実現可能かどうかも含めて国土交通省との協議を始めたところで、予算に反映というところまでには至っておりません。

既存の公園につきましては、最上山公園のトイレ建て替え、ライトアップ、弁天池の浄化装置設置を行うとともに、中長期的な視点に立ち、子どもたちに美しい自然、風景を残すため、樹木の若返りを図るための定期的な植栽を行っていかうと考

えております。

森林を生かした遊び場につきましては、徐々にではありますが、地域、市民が主体となって広葉樹等の植樹事業を柱とした里山林整備事業を実施していただいております。子どもから大人が憩い、自然体験できる空間づくりは森林から創まる地域創生を掲げる宍粟市では大変重要なことであり、元気な地域とともに、まちづくりを行っていく意味から応援をしていくことで予算に盛り込んでおるところであります。

続いて、森林から創まる彩りと生業づくりに関連の御質問であります。1点目、次世代をつくる農林業振興につきましては、市内の産業全般で担い手や後継者の確保が大きな課題となっており、農林業分野においては新規就農をし、定住を進めるための新規就農支援制度の拡充や認定農業者等への支援による農地集約化の推進を図り、林業事業体の経営支援を柱とした林業事業体育成支援を引き続き実施してまいります。

また、現在計画的に実施している山林の地籍調査事業と並行し、森林情報を集約する林地台帳整備を進めることで、より効率・効果的な森林整備が計画できるよう環境整備に努めることとしております。

次に、経営支援策が地域産業力や稼ぐ力の底上げに繋がっているのかと、こういう御質問であります。就労者対策や空き店舗対策等が市の大きな課題となっており、そのため相談日や内容を拡充した無料職業紹介所事業の展開や就職支援サイトの構築、企業や工場新設の場合のさまざまな支援策を実施し、産業力の充実に努めます。

あわせて、求職者のニーズ等にきめ細かに対応したビジネスサポート事業の拡充や商工会等への支援を引き続き実施し、市と各種団体、企業が連携し、地域経済の活性化に努めます。

続いて、観光振興であります。市内で現在実施しております夏祭りや、もみじまつりには市内外から多くの集客があり、地域や実施主体が一体となって地域活性化に取り組んでおられます。今後も交流人口の拡大に向け、例えば日本酒発祥の地、発酵文化発祥の地のイベントと各種団体のイベントを連携し、宍粟市の魅力を広くPRすることにより、観光客の滞在期間の延長や個人消費の増大に繋がっていきたいと考えておるところであります。

次に、大きい2点目の一般会計予算の関係の御質問であります。まず、1点目の自主財源 であり、市税については、新たな滞納を減らすことが結果と

して滞納の減少にも繋がることから、現年度分の徴収について、未納者に対し積極的に納税を促すほか、市広報紙やホームページ等への広告掲載の募集であったり、ふるさと納税のポータルサイトを追加し、財源の確保に努めていきます。

また、市が保有する土地のうち、未利用財産については、若者の定住促進の観点からも売却可能と判断した土地から順次積極的に売却を進めていきたいと考えております。ただ、新たな財源の創出ということは提案し切れておりません。そういう状況であります。

3点目の公共料金の見直しの具体であります。第3次行政改革大綱において、市の歳入である使用料や手数料など、施設の利用等の対価として受益者が負担する金額が適正であるか検証を行うこととしており、平成31年10月から消費税・地方消費税が現行の8%から10%に引き上げになることから、平成30年度において全ての使用料と手数料等の総点検を行っていくこととしております。

4点目の公共施設の適正管理の具体策、このことではありますが、平成28年2月に策定をしました宍粟市公共施設等総合管理計画により、効果的・効率的な公共施設、インフラ資産の整備・管理を行うこととしており、平成30年度において各施設の役割、位置づけを明確にし、施設分類ごとの方針を定めた個別整備計画を策定し、情報を全庁で共有し適正な整備・管理を行うこととしております。

依存財源についてであります。国県の補助金等の活用についてであります。事務事業を推進する上で、国や県からの各種補助事業の情報については、提供を受けた部局のみならず、関係部局で共有するとともに、市が取り組もうとする新たな事業等を計画する上では、必要に応じて国や県へ出向いて、支援制度について相談するなど、財源の確保について適宜情報の収集を行い、より有利な補助制度を選択しておるところであります。

具体的には、地籍調査については60%と、県下で一番の進捗率となっており、本年度も要望に対し100%の補助をいただいておりますし、カヌー競技場の整備など、事あるごとに県や国に出向いてお願いをした結果であると、このように捉えております。

次に、市債の関係であります。1点目、集落の維持、活性化、生活交通の確保、移住交流の推進、人材育成につきましては、外出支援サービスや各町域で実施される夏祭り等をソフト事業として位置づけておりますが、買い物困難民可決策、あるいは支援策については、当初予算には計上しておりませんが、具体的な支援策が固まった時点で必要がある場合は精査して補正予算に計上することとしております。

そういうことになると思っております。

2点目の住民の意思の反映であります。タウンミーティングや事あるごとに市民の皆さんと対話をしながら、当然地域の思いも受けて事業計画としておるところであります。

例えば、午前中もありましたが、御形の里づくり事業については、一宮北部活性化委員会の皆さんの思いを形にしていきたい。また、波賀ネットワーク協議会など、地域活性化に取り組んでおられる団体に対しても国や県の情報をお知らせするとともに、元気げんき大作戦などの市の助成制度も活用していただけるよう、さらに周知をしてまいる中で地域を元気にしていきたいと、そのように考えております。

以上であります。

議長（実友 勉君） 2番、宮元裕祐議員。

2番（宮元裕祐君） それでは、森林から創まる地域創生の住まい環境づくり、こちらのほうを再質問させていただきます。

若者世代、この若者が宍粟市に残っていただいて、そして就職していただいて、出会いがあって、結婚があって、また出産があって、そして教育と繋がっていくわけなんですけれども、やはりそういったところの一連のところの子育て世代のほうは割と充実しているかなあと、結構、市からのPRもよく行き届いているのかなあと、思っておるんですけれども、この若者世代がやはり流出、こちらのほうがとまっていけないかなあという印象を受けております。先ほど市長が都市部のほうに人口が流出して、それがとまらないと言われております。しかし、近隣の西播磨を見渡してみますと、相生のほうでは割と人口が維持されておる、横ばいであるというところから見ると、そんなに都市部という感じでは私のイメージではないんですけれども、人口減少の比率がちょっと違うのかなと。相生のほうでは子育て支援の宣言のまちというところで、そういった若者世代から生産人口の維持ということができて、そしてそれがまたずっと子育てや教育のほうで同じように支援が生まれているのかなと、思っておりますので、こちらのほうの施策については少しボリューム感がないのかなと、思っておりますので、その辺はまた回答のほうをよろしく願いいたします。

続いて、農林業、こちらのほうなんですけれども、耕作放棄地というのがやはり目立ってきております。それは持ち主がいなくなったり、高齢化というのもあるんですけれども、それであれば、今やっておかないといけないのは、農業の集約化というところかなと、思っております。人・農地プランとか、いろいろ事業もあるんですけれども、集約化というところについて、また農業法人というところは、ほかの農

業の集約化が進んでいるところと同じ農村地域の他の類似団体と比べますと、集約化がちょっと遅れているように思っておりますので、この辺の農業の維持、つまりは宍粟市としての環境保全の維持というところをまた御回答いただきたいと思っております。

それと、続いて、先ほどの企業支援についてなんですけれども、やはり今回も一般質問で言わせていただいたんですけれども、そういった支援策が薄いかなと思っております。今回でもまたこれから予算委員会が始まって、委員会で事業は細かく詰めていくんですけれども、従来型で割と金額的、また企業誘致というところになると、本当に宍粟市で起業しようかなとか、ここの宍粟市でとどまろうかなという企業さんが本当におられるのか。やっぱりその方々も心配しておられるかなと思っておりますので、その辺もまた回答をお願いいたします。

あと、一般会計についてなんですけれども、こちらのほう、公共料金の見直しというのが施政方針にあって、今回質問させていただいたんですが、それでは施設の使用料の再検討ということで、消費税分を据え置いていた分が値上げということになるんですけれども、そういった使用料、利用料のアップという考え方もあるかなと思うんですけれども、やはり広告収入とか、ふるさと納税であったり、それと学校の統廃合によって空き教室があります。そういった学校施設、それかちら図書館であったり、文化スポーツ施設、そういったところのもうちょっとまたてこ入れしていただいて、利用を増やしていただいて、なるべくそういったところの負担が、そこで利益が上げられるような、そういった文化的なところ、スポーツ的なところで、予算をまた見ていただきたいと思っておりますので、また御回答をお願いいたします。

続いて、市債についてなんですけれども、先ほど補正予算もありました。やはり道路とかそういったところに使われておるところもあると思っております。それで、やはり過疎地域というところなんで、この過疎地域は確かに有利な市債ではあるんですけれども、やはり過疎から脱却するための市債というところをまず念頭に置いていただくというのを考えていただければ、やはりどこに使うかなというのは、いろいろと優先順位もあるかなと思っておりますけれども、またその辺も再検討していただけたらなと思っております。

以上、私もこういったことになれておりませんので、市長からの回答に対して細かく再質問ができていないんですけれども、よろしくお願いいたします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま大きく6点の再質問をいただいたと思っております。ごく

簡単にお答え申し上げたいと思います。

1点目の人の流出、特に若い人の流出、相生市の例も出されましたが、冒頭申し上げたのは、全国的に見ますと非常に都市部に流れておると。特に兵庫県全体も非常に減っておると。大阪へというより東京という感じがありますが、宍粟市の例を見ますと、前からいろいろ調査で出しておりますが、流れ方が姫路であったり、たつの方面、太子方面へ出ておるという状況であります。しかし、宍粟市も若い人たちが、特に18歳から22歳、場合によっては30歳というああいう世代が出ておる状況も客観的データとしてありますので、何とかそれを食いとめるためには、先ほどおっしゃったようなことについては、可能な限り施策を打っていかないと、なかなか歯どめがかからないと、こんな思いであります。

それから、2点目の農業の集約化であります。農業の集約化、特に営農組合であったり、認定農家だったり、あるいは集団の営農だったりということで、徐々に進んでおりますし、人・農地プランも一定のところは進みつつあるんですが、なかなか現状として進んでおらないのも事実であります。特に、T P Pがああいう状況でありますけども、宍粟市の農業を考えたときに、規模の集約もそうありますし、俗に言う3反百姓をどうやって守っていくかということの両面を考えな、なかなか我がまちの農業というのは難しいんじゃないかなと、そんなふうに考えておるところであります。いずれにしても、今日的な課題としてはおっしゃったように農業を集約して、効率のいい農業をつくっていくということも大事な部分だと、今後そういう施策はある程度予算の中でもありますので、また具体には委員会でもいろいろ討論していただいたらありがたいと思います。

それから、起業家支援、それから産業立地の支援については、私はP Rの仕方はひょっとしてまずい部分がありますが、かなり近隣と見てもそういう面では優遇しておるんじゃないかなあと、こう思っております。そういう意味では市内の事業者の皆さん、企業の頑張っている皆さんがさらに頑張ってくださいのために、もう一歩何ができるのかなということについては、これから課題として考えないかんけども、いろいろこれから商工会やあるいは経営者協会や起業の皆さんとも十分話をしながら、さらにできることはしないかなと。ただ、平成30年度については、かなり前向きな姿勢で取り組んでおるんじゃないかなあと、こんなふうに思っております。

それから、4点目の一般会計の中でも特に財源確保のことではありますが、財源構成の状況はあの表を見ていただいたとおりであります。非常に国県や起債やという

ことで、なかなか独自の財源でというのは非常に厳しい状況であります、さらにやっぱり財源確保を、税も含めて、あるいは遊休地の利用等々も含めて財源の確保には鋭意努めていかななくてはならないと、このように考えております。

あわせもって、6点目にありました市債の発行であります、将来に負担を残すということについても、やっぱりその点で十分検討しながら、有利な起債を可能な限り活用して、将来の投資もせないかと。この両面のことで今年度も可能な限り発行させていただいて、また同時に、財調も取り崩さない中で、何とか踏みとどまってというふうな予算編成にしておりますので、課題があるのは承知しておりますけれども、特に過疎債についてはお話があったとおり、過疎地域に宍粟市全体がなっておりますので、宍粟市全体をさらに盛り上げていくという観点で、この有利な起債を使わせていただきたいと、このように思っております。

それから、最後であります、公共料金につきましては、当然、常に公共料金についても見直しをしながら、市民の利便性なり、あるいは市民に対しての行政サービスを提供するという観点は非常に重要なところでありますが、特に消費税の関係も含めて適正な公共料金の中の利用料設定等々を考えなくてはいけないあと、このように考えておまして、冒頭申し上げたとおり、平成30年度に検討を加えていきたいと、このように思います。

それから、少し一般会計で財源構成の中でお話があった、後になって申し分けないんですが、空き教室、いわゆる適正化によっての空き教室等々、この有効活用についても非常に進んでおらない状況は認識しております。当然、地域で空き校舎がありますと、まず、地域でどうですかと、地域でなかったら企業さんどうですか、それでもだめだったらどうしてもという形で、こういうふうな手順の中で進めておるところであります、さらにお話のあったように、そういったところ、遊休地も含めて、企業誘致も含めて、さらに頑張っていくように努めなくてはならないと、そんなふうに平成30年度は思っておるところであります。

議長（実友 勉君） 2番、宮元裕祐議員。

2番（宮元裕祐君） やはりこうやって森林から創まる地域創生、そして宍粟市に住み続けたい、住みたいと思っただけのような、そういったところを今後今回の予算も市長の指示で職員一丸となって組まれたかなあと思っておりますけれども、やはりそういった先ほどから申しております若者世代から、あとずっと教育に繋がるまで、ここ宍粟市でこの森林の中で教育を受けさせてあげたい、そしてまた、私、ほんまに思うんですけど、やはり宍粟市の人、優しい人、柔らかい人、思いや



りのある人、やっぱりそういった人が多いと思います。やはりそういったのはこちらのほうに住んでいるとか、割と核家族というのもあるんですけども、近くにやはり両親一緒に住んでいるとか、そういったところも影響しているのかなあと思っておりますので、そういった施策もいいんですけども、やはりそういったイメージ戦略というの今後また進めていただけたらなと思っております。

そして、農林業、こちらは本当に若い人はしんどい、また、私も1個上の先輩が山の仕事で亡くなったというつらい経験があるんですけども、そういった危険な仕事、でもやっぱり宍粟市のこの山を守っていかないといけないということで、たくさんの方が林業に携わっておられるんですけども、やはりそういった人たちの支援を今後もこういったところから進めていただきたいなと思っております。収入の安定化というのが大事かなと思っております。農業収入というたら、本当にしんどくて、つくった農作物というのは近所の人にあげるとというのが結構多いんですけども、やはりそれがちょっとお金になるという、そういったところを売り場であったり、それから今でしたら農家民宿というような、そういったところも規制緩和で推進がしていけるようなので、そういったところも行政のほうから提案していただいて、今後の農業収入の安定というところを、林業収入の安定というところを目指していただきたいなと思っております。

そして、公共料金はやはりしょうがないけど、やはり使っている人は安いほうが何でもいいんですけども、やはりそういったところの見直しもあるんですけども、それであれば、そういった施設もある程度改修というの必要かなと思っております。利用しやすい、建ててから30年、40年の施設もあるかなと思っておりますので、そういったところの古さを感じさせないようなことにも、また今後予算というのを使っていただけたらなあと思っておりますので、またそういったみんなが利用しやすいようなところでこの過疎債いうのも使っていただけたらなあと思っております。これで私、3回目の質問になるんですけども、また予算の再質問をさせていただきます。御回答をお願いいたします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 農業、林業を含めて非常に基本的な産業でありますので、いろんな意味では積極的に推進しなくてはならないと、このように考えております。

先ほど大規模化も含めてでありますけども、いわゆる小規模な農業もしっかり守っていかないと、こういう意味もありますので、特に農林業を含めて各産業を

振興していきたいと、このように考えています。

そういった中で、平成30年度の予算につきましては、新聞等々でも発表させていただいたり、もう既に方針の中で示しておりますが、将来に希望を持てる魅力あるまちづくりを推進する未来創造型予算ということで、これから未来に向かっていこうと、その創造をする予算としての位置づけをしております。ただいまいろいろ御提案なり、お話があったことについては、それぞれ積極的な施策を推進する中で、課題を解決しながら平成30年度から次に繋いでいくようになればいいなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後であります。地域創生の総合戦略プラン、いよいよ丸3年が来て、4年目に入ろうとしておるところであります。まさに子育て応援であったり、定住の促進であったり、また日本一の風景街道だったり、そういう柱をつくっておりますので、その柱にしっかり沿った施策を打っていく必要があるだろうと。そういう思いで予算編成もしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） これで、宍志の会、2番、宮元裕祐議員の質疑を終わります。

午後2時45分まで休憩をいたします。

午後 2時26分休憩

---

午後 2時45分再開

議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、山下由美議員の予算質疑を行います。

3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 3番、日本共産党の山下です。議長の許可を得ましたので、予算質疑をいたします。

施政方針の6番、保健医療福祉が連携した安心のまちづくりの介護福祉の部分なのですが、「高齢者が地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちの実現を基本理念とし、元気な高齢者を増やしていく」とあります。今年度の国の動きを見ますと、後期高齢者医療保険料と介護保険料の同時改定の年であり、どちらも値上げが予定されております。また、昨年度の介護保険法の改定により、8月から2割負担者のうち現役並み所得の利用者が3割負担に引き上げられます。国民健康保険税についても、県が財政運営の責任主体となり、負担増や徴収強化が迫られるというおそれもあります。このような状況のもとで、高齢者が元気で安心して暮らせるようにするための市の施策が不十分であると考えられるのですが、市長はどのようにお

考えですか。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。  
福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、山下議員の予算質疑に対して御答弁申し上げたいと思います。

高齢者が元気で安心して暮らせる施策、このことではありますが、宍粟市の高齢者は現在約1万2,000人ではありますが、そのうち8割の方は介護認定を受けられていない元気な高齢者の皆さんであります。いざというときのための介護保険ではありますが、最後まで自立して元気に過ごしたいというのは誰もが望まれていることであり、介護予防は重要であると、このように考えております。

こうした中、平成30年度予算においては、介護予防事業や地域づくりを目的として、本年度から本格的に開始しております通いの場づくり支援事業の充実といきいき百歳体操の拡充、さらには総合事業の通所型サービスとして介護認定を受けずに元気アップを図るミニデイ事業なども積極的に行うとともに、健康教室や保健指導の充実などにも取り組んでいきます。

さらには、高齢者のみの世帯等状把握が必要な世帯について、実態把握調査員の訪問によりそれぞれ必要な福祉、介護サービスをコーディネートし、現在の生活が継続できる支援を続けていきます。

いずれにしましても、介護予防施策を介護保険事業の優先課題として捉え、第7期介護保険事業計画に掲げます高齢者が地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちの実現を目指し、必要に応じて施策をさらに充実してまいりたいと、このように考えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） この第7期介護保険事業計画に基づきということなんですけれども、これは昨年の介護保険法の改正によって、社会保障、介護費用の削減、これを背景とした介護保険にかかわる費用を抑えるための自立支援を進めていくというような傾向が大変強いわけであるわけなんです。

そこで、先ほど市長が言われたさまざまな新しいサービスも、そういったためにつくられたものであるというものが多かったと思います。

そこで、私は元気な高齢者を増やしていくということは、その人に必要なサービスを利用して、たとえ介護が必要になったとしても、その人らしく生きていくということだというふうに考えております。

本当に年金や医療や介護など国の社会保障費の削減が続いている中、高齢者を孤立や貧困、これから守るためにはやはり市の福祉職員の増員、そして担当地域を決めて、その地域に配属して、地域住民と協力して高齢者を地域で支えるネットワークをつくっていくというような取り組み、これがあれば、地域で生活しておられる高齢者一人一人の生活実態を市が把握できて、必要なサービスの提供を市が責任を持って行えるのではないかなというふうに考えているのですが、今年度予算でそういった取り組みがあると言えるのかどうか、お答えください。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） 今おっしゃっていただきましたように、やはり自立を促していくということは一つのキーワードでございますが、やはり身近な地域で支え合う、こういった地域づくりが非常に重要かと考えております。そのためには、地域の支え合いであったり、助け合いの体制づくり、それが地域包括ケアの体制づくりに繋がると、このように考えておりますが、個別の事業、新規事業としては今年度予算、特に目新しいものはございませんが、これまで続けておること、そしてまた総合事業の充実など、こういったことに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

3番（山下由美君） 国の政策で社会保障、介護、年金、医療などの削減が続く中、やはり地域住民の命、生活を守るためには、地域の助け合い、それも大切な一つではありますけれども、やはり今は市がしっかりと責任を持って御高齢の方、地域住民、その生活を守っていくというような取り組みが必要だと思うのですけれども、そういった取り組みがあると言えるのかどうか、再度お答えください。

議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

健康福祉部長（世良 智君） このことにつきましては、昨日の議員の一般質問のときにもお答えをさせていただきましたが、市の職員での訪問であったり、そういったところででき得る体制を整えておると。また、先ほどの市長の答弁にもございましたが、実態調査、こういった調査員の訪問など、半年または1年ごとに順次ひとり暮らしであったり、高齢者の夫婦世帯であったり、回らせていただいて、その実態を把握しながら体制づくりにも、その方に合った対応もとらせていただいております。そういった中で、やはり見守りの体制というのも充実させていく必要、そのように考えております。

議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の予算質疑を行います。

11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 議長の許可をいただきましたので、11番、飯田吉則、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表しまして予算質疑をさせていただきます。

まず、予算編成方針との整合性ということでお伺いします。

普通交付税については、合併特例法上における優遇措置が段階的に縮減されており、優遇措置が終了となる平成33年度まで毎年約1億8,000万円の減少が見込まれる中で、喫緊の課題に対する施策を進めるためには、平成30年度においては歳出の削減なくして予算を編成することは非常に厳しい状況となっている。

さらに、国の概算要求における地方交付税については、平成29年度比で2.5%の減となっており、より一層歳入の減少が見込まれる。このような環境においては限られた財源の中で事業の実施は言うまでもなく、事務事業の見直しや創意工夫によって有効に財源を活用するなど、持続可能な健全財政に向けた取り組みを着実に推進しなければならないとの予算編成方針に基づき新年度予算を作成するものと考えています。

そこで、持続可能な健全財政のための歳出削減という部分で、平成30年度一般会計予算額は対前年度当初予算に比べプラス6.8億円、率にしてプラス2.9%の増額となっております。その財源として、市全域で使える過疎債への依存が大幅に増加した予算編成である、そのように思います。

過疎債は、要望額どおり受け入れられるのか。その見通しをお伺いしたいと思います。

次に、地域創生総合戦略に伴う継続事業全般の見直しについてです。

地域創生総合戦略アクションプラン以外の事業については、いま一度必要性や事業量を検証し、事務事業全般の見直し、廃止、縮小を行うとされております。廃止、縮小などの見直しをされた事業について、その事業と事業費の概算はどうなっているのか。また、それによりどの部分が強化・充実されたのか、伺いたいと思います。

続きまして、人口減少の抑制施策についてお伺いします。

平成32年度末の目標人口3万7,000人、これを上回るための効果的な施策を提案し、積極的かつスピード感をもって推進することとされております。何を考え出しどのような施策が提案されたのか、お伺いしたいと思います。

先ほどの提案された施策についてですが、具体的な事業について、KPIが示さ

れておるのか。そこもお伺いしたいと思います。

次に、主要施策についてです。

子育て応援についてですが、子育て世代包括支援事業について254万3,000円の減額となっております。これについてその理由をお伺いしたい、このように思います。

次に、可燃ごみ週2回収集の部分でございます。

子育て世代モデル地区ということで、子育て世代にとって悩みの解消策として理解できるため、環境施策におけるごみの減量化との整合性を図る観点から、収集回数が増加がごみの増加や財政負担の増加にならない、モデル事業に繋げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

定住促進の住環境整備について。

まず、移住・定住応援事業（森林の家づくり応援事業、空き家バンク登録支援事業）は、昨年度当初予算額1,500万円の倍以上の予算額が計上されております。どのような点を充実させようとしているのか、お伺いいたします。

この事業では、地域経済の活性化のため、宍粟材需要の拡大と木材関連事業の振興を図る狙いもございます。その実績と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

まず、1回目、よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 飯田吉則議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」、飯田議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

まず、大幅に増加している過疎債についてですが、要望額どおり受け入れられるのかと、こういうことでありますが、過疎債につきましても、全額政府資金が手当てされることとなっているため、国からの配分によるところが非常に大きく、要望額が必ず配分されるという確約があるものではありません。しかし、起債の申請時に事業の必要性を十分説明し、配分についてしっかり要望していきたいと、このように考えております。

次に、廃止・縮小事業、また強化・充実した事業についてであります。普通交付税等の一般財源が大きく減額する中で、平成30年度予算編成において、廃止・縮小した主な事業は宍粟防災景観補助金や宍粟産物販売促進事業など15事業、約1,700万円の縮減や、平成29年度と平成30年度の選挙などの特殊要因や病院会計を除く当初予算の人件費の比較では、約7,800万円の減額となっております。

これらの財源や平成29年度の繰上償還の効果等により、特に平成30年度においては若者の定住や子育て支援の新規事業等について、積極的に取り組むこととしております。

続いて、人口減少の抑制施策、こういうことではありますが、平成30年度予算編成に当たっては、中長期的な目標を2060年に3万3,000人を維持する、短期的な目標を2020年に3万7,000人以上を維持することを目標として昨年策定をしました三つのアクションプラン、住まい環境づくり、彩りと生業づくり、生活圏の拠点づくりの考え方をベースに人口減少対策に取り組んでいきます。

今やらなければならない事業としては、子育て世代からの御要望の多かった週2回の可燃ごみ収集のモデル実施、日々の子育てを情報面から支える子育てアプリの導入、子育て世帯の負担軽減に向けた第3子以降の給食費無償化などを新たに実施していきます。また、若者向けの施策としては市内企業における人材確保とあわせてU・I・Jターン就業を促進するための定住応援、就職活動支援事業、新規就農定住促進事業の拡充、昨年から実施しております森林の家づくり応援事業等、多面的な支援を実施してまいりたいと考えています。

定住人口の維持・拡大に向け、将来の土台づくりとして、教育環境を整備していくことが重要であると考えており、宍粟市の未来を担ってくれる子どもたちへの投資として、認定こども園や中学校の大規模改修、学童保育所建設など、教育環境の整備を行うとともに、ウッドスタート事業やキャリア教育などの教育環境の充実を図っていきます。

生活環境の整備、シティプロモーションとしては日本一の風景ガイドづくりや、発酵のまちづくり推進事業、生活圏の拠点づくりを行っていきます。

また、地域の事業者や関係機関、有識者の皆様と議論を交わす中で生まれてくるアイデアを適時実行に繋げていけるよう、人材確保、定住促進基金の枠組みも新たに組み込みをさせていただいたところであります。

KPIではありますが、それぞれの事業において現時点で最もふさわしいと考えられる数値目標を設定し、主要施策説明書等に記載をさせていただいております。

次に、子育て世代包括支援事業の予算の減額理由ではありますが、平成29年度の新規事業として子育て世代包括支援事業をスタートし、あわせて内容が古くなっておりました子育てガイドブックを新たに作成することとし、2年分を見込み、予算化をしておりました。減額については、平成30年度はその費用が不要となったことによるものであります。

可燃ごみの週2回の収集の質問であります。人口減少は宍粟市にとって非常に大きな課題と、こういう中で、中でも子育て世代の支援は必要不可欠と、このように認識をしております。これは共通の理解だと、このように思っています。

そのような中、アパート等の集合住宅が多く、可燃ごみの保管場所にも苦慮されている子育て世代が多い市街地中心部付近におきまして、可燃ごみ週2回収集のモデル事業を実施することとして検討をしております。新年度予算で追加分の可燃ごみ収集運搬にかかる費用として500万円を現在計上させていただいております。このように思っています。

このモデル事業では、2回収集による可燃ごみ量の変化なども検証して、市にとって最も効率的で効果的な方法を検討していきたいと、このように考えております。

次に、定住促進の住環境整備であります。平成30年度移住・定住応援事業の予算につきましては、平成29年度の実績見込みより予算計上をしております。また、森林の家づくり応援事業のうち、地域材の活用については今6件となっております。昨日来、いろいろ御提言のあったとおりでありまして、宍粟材の需要の拡大だったり、木材関連産業の振興、そういうところには現状ではなかなか至っておらないと。ただ、平成30年度はさらに努力していきたいと、このように考えております。

若い世代の住宅に求める価値観が非常に多様化しております。純日本家屋が非常に減少しております。低コスト住宅が多くなったことにより宍粟材を構造材として使用することが少なくなったことも一つの要因ではないかと、このように考えております。

木の温かみやこの制度を周知・PRを工務店等々さんにも含めて行い、さらに利用促進を図っていく中で、この目的を達成していきたいと、このように思っています。

また、この2月に子育て支援を積極的に実施している住宅金融支援機構と締結したことによりまして、子育て世代に対して住宅ローンの金利財政支援が受けられるようになりました。また、省エネルギー、耐震性のすぐれたヒートショックを防ぐなど、高齢者にも優しい健康住宅にすることで、さらに0.25%の引き下げが可能となりますので、この制度の活用についても積極的にPRをしてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。



先ほど持続可能な健全財政の部分で市債、過疎債についてお伺いしました。全額見ていただけるために、配分確約はないということでした。ところが、それで一応事業の必要性であるとか、いろんなことをお願いして、できるだけ多くの事業費をいただきたいというふうにおっしゃったわけなんですけれども、ここに過疎債に関する自治省のほうの通達が出ておる中に、全体の財力のためになかなか全てに応じられないと。その同意の際には個々の事業内容を考慮することはありませんというふうに書いてあるんです。だから、何ぼええことをやろうとしても、事業費の枠の中でそれを採用して事業費をつけようとかいうようなことはないというふうなことがここには書いてありますので、確かに思いを告げて何とかしてくださいということは重要なことなんですけれども、仮に今望んでおる部分がかなわなかった場合、その財源はどういうふうに求められるのか、その辺を1点お伺いしたいというところと、先ほど申しました事業全般を見直した中での事業費のある程度、言い方悪いですけど浮いた部分、この部分を先ほどの市長のおっしゃる中では子ども・子育て世代に対するいろいろな事業、この辺のところを充てておるというようなお話だったというふうに私はとったわけなんですけれども、そういう形で生かしていただけるということは大切なことだというふうに思いますので、その辺は評価させていただきたいと思います。

しかしですが、先ほどの可燃ごみ週2回収集の部分なんです。本当に一定宍粟市の中では山崎のマンション、アパート、そういうところにお住まいの方は本当に物を置く場所というのに大変お困りだと。特に子ども・子育て世代はいろんなものが必要になってくるということで、週2回になることによって、ごみを長いこと置いておく必要がないということについては、確かに本当に喜ばしいことであろうというふうに考えるわけなんですけども、宍粟市が前々から行っておる環境施策の中で、ごみの減量化という部分は本当にこれもかなり厳しい部分があるかと思うんです。それを考えるときに、この2回収集が先ほどおっしゃったように検証していかなければならない、2回することによってごみが増えてしまうということについては懸念をせなあかん状況やと思うんです。

だから、この辺のところを若い人たちにも、子育て世代にも理解していただいて、そのためのものではないと、ともかく暮らしやすくするための2回収集であって、ごみが幾ら出てもいいという問題もないですので、できればその辺のところを重点的に御理解いただける施策をとっていただきまして、収集が2回にしても、ごみが今まで以上に減ったという状況をつくるような働きかけをしていっていただきたい。

そのことによって実際、市内全体をとりましても、夏場になるとやはり物を置く場所がある北部地区の、ある程度家の周りが広い人でも、そういう生ごみを週に1回ということについてはかなり抵抗のある部分もあるかと思うんです。でも、環境施策のために皆さん、辛抱しておると言うとおかしいんですけども、協力しておるとい部分もありますので、やっぱりその辺のところを考えながら、その辺は進めていただいて、本当にみんなが満足していける状況をつくっていただきたいというふうに考えます。その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。

それと、最後の住宅のところです。若い人たちが最近は確かにメーカーのハウスを建てるということで、どうしても穴粟材を使うところが少なくなっているという部分はあります。基本的にその部分だけにそれを持っていくんじゃなしに、もっと穴粟材が利用できて、そこの辺に補助ができるという、何か新しい部分を考えていくというような思いはございませんでしょうか。その辺をお伺いしたい。

以上で2回目を終わります。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 特に、過疎債のことについて先ほど申し上げたように、さらに積極的にいろいろな形で国のほうにもお話しする中で、可能な限り過疎債の充当をお願いしたいと、このように思っています。

もしだめなときということもあったということで、それはちょっと担当部長のほうからですが。可燃ごみのことについては非常に今おっしゃったとおり、暮らしやすさの面と、ごみの減量化、これは非常に大事な部分、両面とも大事な部分がありますので、そのこともしっかり見ながら、検証したり、場合によってはいろんな御意見をいただきながら、ある程度の方向性もきちっと示しながら、これは慎重に進める必要があるだろうと、このように思っています。

ただ、私は、今回モデル的にやって、当然その地域だけではなしに、今各地域で高齢者の皆さんによるいろんな課題も聞いております。そういうことも含めながら、まず初年度しっかり検証していきたいと、このように考えております。ただ、ごみの減量化は当然のごとく進めていかないかと、このように考えています。

それから、住宅の低コストのことでありますが、私もいろいろ工務店さんや、あるいは今回利用なされた工務店さんを含めて、いろいろお聞きしますと、やはり今若い人たちはいわゆる低コストの住宅を望まれておると。これ言葉が適切かどうかわかりませんが、かつては百年住宅みたいな、我々そんな思いを持っておったんですが、今30年、40年でいいんだという志向が強まっておると、こんな状況も聞いて

おります。そういうことも含めながら、そのことはさらにこの宍粟材を使っていくようなことはせないかと。

ただ、新たなことにつきましては、是非またこれからいろんな形で宍粟材というのは有効に使うていかないかということもありますので、お互いにまた御意見をいただきながら進めていくことが大事だと思っています。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 過疎債の関係でございます。数年前から過疎債は100%なかなか同意が得られないという状況がこの間続いております。過去の例で見ますと、そういう団体については、例えば合併特例債が使える団体については、そちらへの振り替え、そういったことを要請をされるということで、今回もしそういうことになりましたと、過疎債から合併特例債のほうに振り替えをさせていただくということになるかと思えます。

ただ、今回、後ほど提案させていただきます補正の関係のこともありまして、その分を過疎債の充当ということで、そのことが補正に回っていきますと、平成30年度予算については、ほぼ平成29年度と大体同じ額ということになるかと思えますので、大きな影響があるということにはならないのかという予測はしておるところでございます。

議長（実友 勉君） 11番、飯田吉則議員。

11番（飯田吉則君） 過疎債から合併特例債への振り分けという形になるというふうに今理解したわけですが、その際の市の負担額の割合はどのように変わるのかという部分をちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、先ほどおっしゃいましたごみの関係、本当に市長おっしゃるとおりだと思いますので、この辺のところについては、本当に慎重に進めていただきたい。それと、現在、行われておりますリサイクル、資源ごみの収集のことにつきまして、今、市民生活課のほうでやっておるわけですが、それに付随する高齢者のごみの収集等の問題が関連してくるという部分で、やっぱりその辺のところをやはり慎重に検討していただいて、若い世代にやったことが本当に2回収集でいい結果が出たならば、またその老人世帯に対しましても、ある程度のそういう部分ができないかという検討もまたできるんじゃないかなというふうに考えますので、その辺の検討についてもどういうふうにお考えか、もう一回だけお願いします。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、今回モデルでは若い人たち

を中心にしてごみの減量と相まって暮らしやすさ、両面で進めていくわけでありまして、その結果を見て高齢者の皆さん、いろんな課題を持っていらっしゃる地域もありますし、場合によっては同じような状況も若い方にもありますので、こういったことを検証する中で、次に、どう繋げていくかということについては、この検証なり実行の中でいろいろ皆さん方とまた協議させていただきたいと、このように思っています。

それから、合併特例債と過疎債のその違いのことについては担当部長から。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 負担がどう変わるかということでございます。過疎債については充当率が100%ということですので、起債で全て賄うということになります。合併特例債については95%の充当率、その5%の違いが一般財源として負担をするということになるということでございます。

議長（実友 勉君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、11番、飯田吉則議員の質疑を終わります。

続いて、公明市民の会の予算質疑を行います。

15番、西本 諭議員。

15番（西本 諭君） 公明市民の会を代表しまして平成30年度の予算案に対して質疑を行います。

詳細につきましては、予算委員会のほうでやっていただくとしまして、私は地域おこし企業人、そして、音水湖のカヌーの競技場について、それから教職員の働き方改革についての3点についてお伺いします。

宍粟市は、近年は、選挙があるたびに首長が変わるという状況がありました。しかし、今回、福元市長は2期目に挑戦して、そして信任を得ていよいよ自身の政策を具体的な形にしていくことが要求される、そのようなときだと思っております。そういった面から見ますと、私自身は一步踏み出した感のある予算編成ではないかなと感じている次第でございます。

しかしながら、人口減少をいかに食い止めるかという大きな問題に対しては、まだまだ出口は見えませんので、今年度、またさらに頑張りたいと思っております。

まず1点目の地域おこし企業人についてでございますけども、総務省の「地域おこし企業人」交流プログラムを活用して、第三セクターの経営改善、観光力の強化、発酵のまちを掲げて日本酒の推進や発酵食品の取り組み、さらに小水力発電の推進

にも地域おこし企業人のプログラムを活用するとされております。

しかし、この事業の活動期間は最長3年間であります。ということで、若干の不安を抱えておりますので、市長の地域おこし企業人の交流プログラムの活用についての構想についてお伺いします。

そして、音水湖カヌー競技場についてでございますけれども、カヌー競技場については、一定の評価を得て、さらなる機能強化で進んでいるところでございます。宿泊等の施設とあわせて整備する必要があります。また、主要説明書の中には日本中にアピールしていくんだということがあります。私自身は2020年、東京オリンピックの強化合宿などの誘致を目指し、専門分野に詳しいアドバイザーを招致するなどして、さらにアピールをしていくべきではないかという考えがございますので、お伺いします。

そして、教職員の働き方については、スクール・サポート、そういうスタッフ配置で教員の事務負担軽減を図り、そしてその効率化に向けて実証実験のようにスタートしてまいります。1人を1校に配置するというところでありますけれども、このことで宍粟の教職員の業務の軽減と子どもたちに健やかな成長を確保できるのかということでお伺いしたいと思っております。

1回目の質疑を終わります。

議長（実友 勉君） 西本 諭議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 公明市民の会代表の西本議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

地域おこし企業人の関係であります。このプログラムについては、三大都市圏に所在する民間企業の社員を一定期間、先ほどお話のあった6カ月から最長3年と、こういう状況であります。それを受け入れ、私としてはその方の持っているノウハウや知見、こういったものを生かして職員とはまた違った切り口で地域資源の発掘であったり、価値を向上させたり、新たな観光客の誘致や、さらにはそのことを通じて地域の活性化を図ることができるのではないかなあと、このように考えております。

平成30年度、予定しておりますのは、再生可能エネルギーの推進についてが一つであります。特に自然環境を守ったり、エネルギーの地域循環だったり、地域環境への貢献、こういったことについては高めていく必要があると、こういう観点で一つはその方向で応募をしておると、こういうことでもあります。

それから、もう一つは、第三セクターの経営改善や、あるいは観光力というか、その力の強化においては特に発酵食品による地域の活性化にも取り組んでいきたいということには、施政方針等々で申し上げたところであります。特に、そういったところでヒトやモノやカネの還流を起こしていきたいと、このように考えておりました、そういう民間の活力を導入することによって、さらに効果が高まるだろうという観点で応募をしておるところであります。

最長3年間の中で、集中してその施策に取り組んで、職員も民間のすぐれたノウハウと一緒に学びながら、全庁的にその効果が波及してくるだろうと、このように考えております。繰り返しになりますが、そのことによって魅力ある宍粟のまちづくりに繋がっていくものと、このように考えております。

2点目の音水湖のカヌー競技場についてであります。日本カヌー連盟のジュニア強化委員長をはじめ多くの国の連盟の方から、競技場として高い評価をいただいております。その方々も何回か視察等に、あるいは大会でもお越しになったところであります。その評価が新たな大会誘致にも繋がってきておりますので、各それぞれの大会がゴールデンウィークの付近であったり、あるいは夏休みなど市内の宿泊施設のいわゆる一番忙しい時期、繁忙期と重なると、こういう時期になっております。場合によっては一般客の宿泊もお断りせなあかんような状況にも現実にこれまでもあったところであります。したがって、北部地域のさらなる発展を目指しては、カヌーのみならず氷ノ山の資源を生かした県下の有数の自然等々を生かして兵庫県は小学校5年生を含めて自然学校等々体験学習も非常に力を入れていらっしゃいますので、そういった活動拠点としての考え方を視野に入れたら、ただいまお話のあったことは非常に有効であると、このように考えておりますので、兵庫県に対してもさらに要望していくことが大事だと、このように考えております。

それから、提言のありました2020年の東京オリンピックの強化合宿の誘致であります。海外のナショナルチームを是非誘致をして、そこをさらに盛り上げてはというふうなことの意味合いも含めてだと思っておりますが、ぜひその方向で今取り組んでおるところでありまして、前回ちょうど来ていただく予定だったんですが、日程的なことでキャンセルになったところであります。このことについては、積極的にアピールしていった誘致活動をしていきたいと思っております。

そういった観点から、精通したアドバイザーを招聘してはと、こういうことではあります。そういった今後の進捗状況を見ながら判断をしていきたいと、このよう

に考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

先生方、教職員の働き方改革については、教育長より答弁をさせます。

議長（実友 勉君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、スクール・サポート・スタッフということで、ちょっと説明させていただきたいと思ひます。

これは、文部科学省が来年から教員の多忙化を解消して少しでも子どもと向き合う時間をつくり出せたらということで、全国的に実施される事業の一つであります。この事業では、どういうことをスクール・サポート・スタッフがするかといいますと、学校での印刷とか、配付物の仕分けであるとか、また、さまざまな学校行事の準備、さらには子どもの作品展示とか、校内美化、そういうこれまでは全て教員が行っていた業務の一部を、この教員の立場でないスクール・サポート・スタッフという方が賄っていただくということであるわけですが、特に、これを円滑にするためには、校内体制をしっかりとって、連携がスムーズにいくようにするということが非常に大事じゃないかなと思っております。

この事業は、県内においては、全ての市町で実施されるということになっておりますので、宍粟の配置校だけではなく、周辺の市町との連携もとりまして、意見交換をしながら、その効果を検証して、今後、より効果的な取り組みができるように、教育委員会としても積極的にかかわっていくことによりまして、教職員の働き方改革に繋がっていけばなというふうを考えております。

以上でございます。

議長（実友 勉君） 15番、西本 諭議員。

15番（西本 諭君） ありがとうございます。地域おこし企業人なんですけれども、市長もいろいろと構想の中にいろいろあるわけなんですけれども、こういうことにそれこそ地域おこし協力隊などに来ていただいて、いろんな宍粟市に刺激を与えていただいて、すごく効果は出ているんで、企業人ということでまた違った観点で地域おこしをしてくれるということだとは思っていますけれども、この事業そのものがまだ平成29年ぐらいから本格的に始まった事業で、そんなにまだ例はないんですけどもね。

ただ、私、一つ気になるのは、企業側も社員研修という部分もたくさんあるんです。本格的に市とのマッチングでそういうレベルの人を求めるものだとは思っていますけれども、企業側は若干研修のような部分が見え隠れするんでね、これを市の全面的な事業になかなか活用できるのかなと。それは不安だけなんです、これは私のね。

どうかわかりません。でも、あらゆるところにこういう企業人を入れて、本当に例えば三セクや市として非常に大事な部分で3年間で、何か報告が出るのかなという気がしておるんですね。だから、それは刺激であっていいのかもわかりませんが、その辺のマッチングの組み合わせとか、それが大事になってくると思いますんで、これは本当に選考に当たっては、お互いのマッチングがありますけども、高いレベルで短期間で結果が出るような、そういうレベルですべきじゃないかと思います。

そして、音水湖のカヌー場につきましては、いろいろあるんですけども、今、この予算を見てますと、やっぱり競技場の整備がほとんどで、要する打って出る、これが2020年のオリンピックと書きましたけど、要するにこのことを通じて、そこらじゅうにアピールできるチャンスというか、何も無いときに行くのはまたあれですけどね、もしそういうところがあれば、どこでも行ってくる、PRしてくる、日本中どこでも行くと書いてましたからね、ですから、もうちょっと予算をつけてでも、この時期だから、PRして本当に西日本と言わず、全国、また海外まではちょっとあれでしょうけどね。でも、オリンピックとなれば、そういうルートを通じてアドバイザーとか、もしなっただけることがあれば、そういう方を通じて、絶対に何か新しいPRの仕方ですよ、宍粟市の。これができるんじゃないかということで、さらなる強化策を考えるべきじゃないかなというふうに思っています。

教職員の働き方のことについては、再三私も言っているんですけど、早く子どもと向き合う時間を教職員がつくってほしいという思いで、やっぱり実践研究レベルの話でちょっと寂しいんですけどね、早くいじめや、そういうことがなくて、それで教員も本当に健全な教育ができるような、そういうものをしていただきたいと思いますんで、できるだけ早くこれをできるように、これは県がやるわけですけど、何とか速やかな子どもの生活をできるようにしていただきたいと思いますので、これを契機に是非教育委員会としてもしっかりお願いできればなということなんで、以上でございます。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 1点目の地域おこし企業人については、先ほどおっしゃったとおり、ちょっと歴史が浅い部分ではありますが、地域おこし協力隊が3年前にいよいよこの3月までで満期を迎えるということで、質問の中でお答えしたんですが、あの5人を見ていただいたら、私も最初いろいろマッチングして面接したりして、いろいろする中で、いろいろ心配、不安もあったんですが、私一番よかったのは彼



らが地域に溶け込んで、地域の人たちが非常に変わって何とかせないかん、こんな思いに至ったことを僕は大きな評価ではないかなと思っています。特に、波賀の野尻での生活、それから鷹巣での生活、それから今回繁盛に、ああいう形は非常に良かったかなと思っています。

したがって、今回の地域おこし企業人についてもいろいろ不安もあるんですけども、非常に職員とはまた違った切り口で、民間のノウハウを生かしているんなことがまたできるのではないかなという期待を持っております。そういう意味でのマッチングも含めて、さらにいい方向へ繋げていきたいと、このように思います。

それから、音水湖については、当然、ある意味のチャンスとして捉えることが大事だと思っています。もう既にあらゆるチャンネルやいろんなところへも積極的に行ったり、あるいはカヌー連盟の方にも来ていただいたりして、じかに話をする中で、このすばらしいロケーションの中での大会については、異口同音に何とかすばらしいなあというようなことを言っていっちゃいます。

ただ、実際に呼び込んでほんと、言うてもらっただけではあかんので、そういう意味でPRや啓発やどんどん足を運べということもありますので、さらに積極的に平成30年度進めていきたいと。あわせて2020年の合宿誘致に何とか繋げていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（実友 勉君） 15番、西本 諭議員。

15番（西本 諭君） 企業おこし企業人については、ある意味、今予算で通って、今から募集して、本当に今年度に形になるかどうかというのは、もう全然見えない状況でございますので、それは長い目で見ていきますけども、それが効果が出るような、そういう形で展開していただきたいなと思いますんで。

以上で終わります。

議長（実友 勉君） 公明市民の会、15番、西本 諭議員の質疑を終わります。

続いて、創政会の予算質疑を行います。

8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） 8番、浅田でございます。発言の許可をいただきました。創政会を代表して予算質疑をさせていただきます。

私の質疑の前提としては、全体計画、将来計画があつての各年度の予算編成が必要という、その観点からの質問でございますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

平成30年度の予算編成方針と施政方針を中心に質問をいたします。

大きく6点を挙げております。なお、最終質問者でございます。これまでも予算質疑がございましたので、重複は避けていきたいと思っております。

まず、1点目の持続可能な行政運営についてでございます。

予算編成方針の中での歳出削減効果につきましては、既に質疑がありましたので、これは省きます。

次の予算編成方針にありました投資的経費の抑制についてでございます。

今後、公共施設の維持管理費用、これが大きな財政負担となるということはもう想定をされております。その編成方針の中で、維持管理費用の増加とならないようというふうな文言がございましたが、どのような調整を行ったのか、お伺いをいたします。

次に、施政方針の中の当初予算の概要、12ページにありました起債残高と基金残高の状況についてでございます。

そこには、平成30年度末市民一人当たりの起債残高は一般会計で約82万2,000円、全会計で約156万円とあります。また、基金においては平成30年度末市民一人当たり約20万2,000円というふうにあります。これは将来のことも含めてなんですけども、平成28年度の決算状況によりますと、実質公債費比率3カ年平均で14.5%というような状況でございます。やはり今後合併算定替えの適用期間終了とか、人口減少による税収減、それから公共施設等の老朽化対策等々、将来の歳入減とか歳出増への備えというのが当然必要ということは予算編成の中でもそういう議論があったと思います。当然ながら、地域創生に取り組むための各種事業、これはもう大いに実施しなければなりませんけども、やはりその中でも将来負担を考慮した平成30年度の予算編成であったのかなというふうに思います。

そこで、その平成30年度予算編成に当たっての市債発行の考え方、それから、基金積み立ての考え方がどういうふうな考え方でもって平成30年度の予算編成をされたのかということについて、お伺いをしたいなと思っております。

大きく2点目につきましては、予算編成方針にありました日本一の風景街道の創造についてでございます。

その中で、一つには、ちょっと全体じゃなしに中をとっておりますけども、全体的な構想を策定するとともにというふうな方針がございました。いわゆる全体的な構想の策定に向けてどのような考え方、またその策定に向けての予算措置はどのようにされておるのかなと。あるかないのかも含めて大きく全体の構想策定に向けた将来への考え方と、その予算措置についてお伺いをしたいと思っております。

それから、もう1点は、いわゆる将来的なまちなか整備についての記載もございました。いわゆる会派同僚議員からもありました。日本酒のふるさと、あるいはまた発酵のまちの推進という観点の中でも、まちなか整備についての考え方、それと、それに向けてのこの平成30年度の予算措置、中に発酵のまちづくり事業、約670万円の予算計上がございましたけども、その位置づけ、どういうふうな全体構想の中でこの事業が位置づけられているのかということもあわせてお伺いしたいなというふうに思います。

それから、大きく3点目は、環境にやさしいまちづくり、これは施政方針の項目でございますけども、いわゆるこれまで私も所管の常任委員会に所属しております。担当部局より今回資源物のコンテナ回収の実施に伴いまして、将来的には担当部局からは平成31年度を目標というふうなことも聞いておるんですけども、いわゆる市内循環型社会を目指すということではありますが、それに向けてということになりますと、平成30年度の考え方とか、どういうふうにするか、当然予算的なものとか、あるいは計画策定が必要かどうかということも含めてどういうふうな考え方で、それを平成30年度の予算措置がされておるのかどうかということをお伺いをしたいと思います。

それから、4点目、これも施政方針での項目でございます。

その中に地域医療についての方針が出ております。いわゆる包括的かつ継続的に行われる医療提供体制の構築を目指すということです。これは、今現在策定が進んでおります地域医療推進のための基本方針が根本であると思いますけども、それに向けての平成30年度の予算措置があるのかどうか、具体的にどういうことを位置づけて、どういう事業を行うというのがあれば伺いたいと思います。

それから、公立宍粟総合病院についてのこともございました。いわゆる改革プランに基づき良質な医療の提供を目指すというふうにあります。それに向けての平成30年度の予算措置、具体的にどういうふうな事業を行っていかうということがあるのか。また、その健全経営に向けた取り組みについても伺いたいと思います。

それから、5点目は参画と協働のまちづくりの観点です。

いわゆる施政方針等々の中にもございました。いわゆる地域包括ケアシステムを構築していくんだと。また、資源物搬出支援についても自助・共助を前提とした資源物の搬出の支援等々、いわゆる支え合う協働のまちづくり、いわゆる人口の減少や少子高齢社会の中で進んでいく、その中ではやっぱり全体として協働ということがございます。その中にはやはり支え合うまちづくりが必要ということで、それぞ

れいろんな事業もございますけども、いわゆる全体として、支援のあり方というのは各個別の事業に対して進めていくというのではなしに、やはり協働のまちづくりをする全体的な支援のあり方というのが当然必要ではないかなというふうに考えますので、そういう全体的な総合的な協働のまちづくりを進めていくための考え方、それに基づいて平成30年度の予算をどのように編成をされておられるのかということもお伺いをしたいと思います。

それから、最後6点目です。これは森林セラピー事業についてです。

この事業のことにつきましては、私も平成28年度の決算審査に係る決算質疑においても質問もさせていただきました。いわゆる今後の事業推進に当たっては、企業の福利厚生等々についても、それに取り組む必要があるだろうというふうな御意見も言わせていただいたと思います。

それで、そのことも踏まえまして、いわゆる平成30年度予算編成に係る議会からの意見があったかと思えます。その中で、森林セラピー総合プロジェクトの創設を検討するということがございました。この平成30年度予算の中には、このことが盛り込まれているのか、その平成30年度の予算の内容についてお伺いしたいのと、それはいわゆる森林セラピー事業の充実に向けた将来計画、いわゆる戦略とマッチしたもののなかかどうかということもお伺いをしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

議長（実友 勉君） 浅田雅昭議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の浅田議員の御質問にお答え申し上げます。たくさんの項目でありますので、できるだけ簡潔に御答弁申し上げます。このように思います。

1点目の持続可能な行財政運営について、特に投資的経費の抑制等々どうなんだということではありますが、予算編成方針において市が重要課題として進めております学校の大規模改修、幼保一元化の施設整備、生活圏の拠点づくりである市民協働センター、それを除く投資的経費につきましては、抑制を念頭に編成をしております。対前年度比で見ますと約6.6億円の減となっております。公共施設の管理計画については、今後個別計画を策定することとしていることから、既に統廃合を予定しております施設については、緊急やむを得ない経費を除き、補修や改修については行わないこととしております。

次に、市債発行につきましては、記載残高抑制の観点からも発行額が償還額を上

回らないことを基本としつつ、学校の大規模改修等々、先ほど申し上げた幼保一元化や生活圏の拠点づくり等、市が今まさにやらなければならない施策の実施のため、一時的に発行額が償還額を上回ることはやむを得ないと、このように考えております。

なお、起債発行に際しては、有利な起債を活用することにより、住民負担を抑えるとともに、剰余金等を活用し、繰上償還を積極的に進めることによって、できる限り起債残高の抑制に努めたいと、このように考えております。

基金の積み立てにつきましては、先ほど御承認をいただきました人材確保、定住促進基金では必要に応じて積み立てを行っていくほか、財政調整基金につきましては、現状を維持するというようにしております。その他についても今後大幅な積み立てや取り崩しは見込んでおりません。ただ、まさに今やらなければならない場合に、財政調整基金の額を積んでおりますが、場合によって将来取り崩して将来への投資ということも考えなくてはならない時期が来ることも想定されます。その場合にはまたいろいろ御議論をいただきたいと、このように思います。

それから、風景街道事業であります。全体的な構想策定に向けての考え方や予算措置と、こういうことではあります。日本一の風景街道については、これまでもいろいろお話をしておりましたとおり、我がまちの彩りをつくっていきこう、さらにも生業をつくっていきこうということで、もみじ山であったり、あるいは御形の里づくり事業、あるいは森林セラピーであったり、千種では「どがいじゃろえ構想」ということで、今いろいろ取り組んでおります。それぞれ今取り組んでおる事業については、可能な限り国の補助等々、あるいは現状の事業等々を絡めて取り組んでいくこととしておりますが、特に市全体の取り組みとしては、彩りの回廊プロジェクトを進めておりますが、特に針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業、あるいはふるさとの森林づくり事業を活用しながら、そういった風景街道をつくっていくことも大事だと、こう考えております。

また、国の地方創生の推進交付金や県の新たに創出をしていただいた地域創生交付金等々を十分活用しながら、その財源確保に努めていくことが大事だと、このように思っております。

ただ、全体的なプランはどうかということではあります。そのことについての予算措置はしてありませんが、私は宍粟市全体を描いたときに、ここをどうする、これをどうするということについては、当然必要なことだと、このように考えておまして、場当たりのいろいろな彩りをつくっていくのもいがかと思っております。

そういう意味では、平成30年度にそのことについては議論をしていきたいと、このように考えております。

次に、発酵のまちづくりについては、これまでも日本酒発祥の地、これをもとに発酵文化を高めていこう、発酵のまちとしての取り組みをしていこうと、こういうことで進めていくつもりであります。特に、健康とかいろんなことの間接的関係を連携させてながら、取り組みをさらに強化をしていきたいと、このように考えておりました、その方向で予算づけもしておるところであります。ただ、短期的にはなかなか効果があらわしにくいので、中長期的な視点からも考えていく必要があるということから、さらに市のイメージを高める事業としてもこのPR、啓発も非常に重要な、発酵ということがある意味の重要な部分だと、このように捉えております。

特に、具体的な事業としては、日本一の風景街道も含めて、あるいは発酵のまちや日本酒のふるさと、こういったところで平成30年度予算については、昨日来いろいろ出ております中心市街地の活性化委員会とも十分整合を図りながら、また森林王国観光協会とも連携しながら、あるいは市民の皆さんとも連携をしながら、特にまた染河内の日本酒のふるさと庭田神社、そういったところもうまく活用しながら、この事業を展開することが非常に重要だと、このように考えております。

環境にやさしいまちづくりであります。資源物のステーションを利用したコンテナ回収もいよいよ平成30年度より実施することとなります。収集日にとらわれずいつでも資源物を出せるメリットを生かすことによって、リサイクル率の向上も目指していきたいと、このように考えております。

将来、資源物ステーション利用によるコンテナ回収を地域のリサイクル活動に発展をさせ、地域に奨励金が還元され、その奨励金を活用して地域のいろいろな困り事を解決する、あるいは地域の支え合いだったり、環境美化活動などの地域づくりに生かしていただけるような事業へと発展をさせていきたいと、このように考えております。そういう意味では、平成30年度につきましては、先ほど申し上げたような仕組みが構築されるまでの間は、自ら資源物をステーションまで出すことが困難な高齢者や障がい者等の世帯につきましては、玄関先まで出された資源物を最寄りのステーションまで搬出する関係経費を予算化をしておるところであります。

続いて、地域医療の関係であります。地域医療の医療教育体制を構築・維持をするためには、宍粟市医師会、あるいは歯科医師会をはじめとする関係機関との連携が不可欠であります。特に、今日は宍粟市の医師会、明日は歯科医師会と市という平成30年度に向けて夜議論をしていきますが、そういう連携というのは非常

に不可欠であると、このように考えております。

また、市内の一次救急医療を確保するための予算として、日曜祝日当番医制度運営委託料であったり、三次救急医療を確保するための製鉄記念広畑病院三次救急体制整備負担金、あるいは小児救急医療電話相談事業負担金等々の予算を計上しております。加えて夜間応急診療所を宍粟市医師会に委託する経費、さらに市立訪問看護ステーションを運営する経費、地域医療に関する講演会等を実施する経費等を平成30年度予算に計上をしております。

いずれにしても、地域医療体制というのは、市も関係団体とも十分連携をしながら、地域医療を構築していく、あるいは守っていく、支えていくというのは非常に大事なことでありますので、そういった経費等の予算を計上しております。

次に、総合病院についての改革プランで良質な医療、平成30年度予算の措置と健全財政経営に向けた取り組みということですが、改革プランでは、総合病院は宍粟市における唯一の公立病院であり、近隣の開業医との連携を図りながら、できる限り地域完結型の良質な医療の提供を行う役割を担うこととしております。

また、持続可能な病院運営に向けた目標を設定し、その達成に向けた取り組みを進めているところであります。

平成30年度の予算としては、病院事業に係る繰入金については、前年度の当初予算と比較して288万1,000円増となる6億1,519万9,000円を計上し、救急医療の確保等の取り組みに対する支援を行いながら、経営健全に向けた取り組みとしては地域連携室と近隣の開業医とのさらなる連携強化に努めて急性期病棟はもとより、地域包括ケア病棟への自宅からの入院患者の増加を目指すとともに、リハビリテーション科職員の増員によって、早期在宅復帰を目的とした土曜日のリハビリテーションの実施日の増加や、さらには看護師による訪問看護ステーションと連携を深め、退院後、訪問指導、入院支援室の試行などに取り組むこととしており、改革プランに計上した病床利用率及び一日当たりの外来患者人数の達成を目指すこととしております。

また、病床の削減に伴うことについては、先ほど議決をいただきましたが、新たな施設基準の取得基準の取得にも取り組む中で収入の確保を図ることとしております。

特に、経費節減のことではありますが、薬剤のジェネリック化の推進であったり、あるいは診療材料の在庫管理からコスト管理まで、一括して行っていく準備として

現在使用している診療材料の低価格化への切り替えというか、安い価格への切り替えであったり、さらには電気料金の低減化を図るためのLED化などにも取り組む中で、そういった経営の健全化を図っていきたいと、このように考えております。

また、新たな採用によって医師の増員も図っていただくことから、収入の確保もある意味、健全経営に繋がっていくのではないかなと、こんなところを思っているところでもあります。

参画と協働のまちであります。これまでも協働のまちというのは非常に重要なところでありまして、平成23年の自治基本条例を制定する中で、市民の参画と協働によって市民自治、住民自治の実現に向けて取り組んでいくということが方向として出され、それ以来、その目標に向かって進んでおるところであります。

特に、その基本理念として、第4条第3項には、「助け合いと支え合い、助け合い支え合う人と人、人の地域との繋がりを大切にまちづくりを進めること」とあり、この理念のもと、地域包括ケアシステムの構築であったり、あるいは宍粟市の高齢者等資源物の搬出支援など、そういったことも含めて取り組むこととしております。いずれにしても、自助、共助を前提として、市民の理解と協力のもとに公助の役割も担いながら、市民の公益活動を支援する、こういうことも非常に重要と捉えております。

参画と協働のまちづくりは、市民がまちづくりに関して主体的にかかわっていただき、相互に協力してまちづくりに取り組むこと、そのように考えております。

地域づくり、まちづくりについては、地域の皆さんが身近な課題を自主的に解決をし、市との協働による地域の個性を生かした自立的なまちづくりを推進するには、やっぱりそれぞれ地域の歴史や実情や課題の違いはありますが、地域自らがそれぞれを乗り越えて一緒になって取り組んでいく、まさにまちづくりをともにという意識が大事だと。そういう意識を平成30年度さらに啓発、啓蒙する中で、一緒になってまちをつくっていくことこそ大事だと、このように思っておりまして、そういった関連の予算もこれまでも継続する中で編成をしておるところであります。

最後に、森林セラピーにつきましては、これまでも一昨日来、いろいろ御提案等々もありました。いずれにしても、目標とするセラピーの体験人数、一定3,000人という状況を掲げておりますが、人数もさることながらでありまして、それぞれ毎年事業検証をしっかりと、課題を掘り出し、その課題解決を図りながら事業を展開することがよりいい方向へ導いてくるものと、こう考えておりまして、特に平成30年度については、国見の森の事業とさらには農業体験等々、あるいは地域の資



源ともうまくメニューを折り込んで、新たなメニューなどを実施する中で、企業への提案、あるいは福利厚生事業、そういったところへも取り組んでいくことがこの事業のさらなる推進に繋がっていくと、こういうふうに考えておりました、そういった予算措置等々もしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、持続可能な行財政運営の中での投資的経費の抑制ということで、公共施設の維持管理のことをお伺いいたしました。当然、いわゆるそれぞれの拠点づくりであるとか、学校園所の関係等々あると思います。この公共施設の関係は、建物だけではなく、当然穴粟市、非常に行政エリアが広うございます。上水道施設、下水道施設、道路橋梁等々、たくさんの維持をしていかなければならないということで、ここに挙げておりますのは、将来的なそういう維持費の負担の額もある程度の推計が公共施設の総合計画の中で出ておったかなと思います。そういうことを踏まえますと、やはり将来の維持費用を確保するための財源の確保策というのがやはり必要になってくるだろうというふうに思います。

ですから、今回、平成30年度の予算編成の議論の中で、やはり大きな公共施設の維持に対しての将来的な財源確保、例えば、今市長のほうからも新たな基金云々の答弁もありましたんですけども、やはりそういう将来的な公共施設の維持費用の財源確保策として、例えば基金の増設といいますか、創設等々、やはりそういうところの議論があったかどうか、またそういうふうなことも将来的に次年度以降のことになるかと思っておりますけども、そういうふうな財政運営の中で、検討の課題として挙がっているのかどうかということもあわせてお伺いしたいと思います。

それは、とりもなおさず、基金残高の考え方についてのとことも連動しておりますので、その点もあわせてお願いをしたいなというふうに思います。

それから、市債の発行の考え方も今お聞かせをいただきました。有利な起債の発行ということで、当然、冒頭申しましたように、地域創生の取り組みが必要ですので、やはり後年度負担の事業も当然必要だというふうに思います。ただ、有利な起債といいましても、ある程度税等で負担しなければならない額も予算の概要の中にも載っておりますので、ある程度の目安といいますか、平成28年度の決算で14.5%ですか、その辺が高いのかどうなのか、妥当なのかというところの議論もあろうかと思っておりますので、あわせて将来的な今後平成30年度の起債の額については概

ねの発行額が示されたかなというふうに思います。ただ、そういう観点からもどういふふうな起債の残高管理をしていくのかということも、どんな議論をされておるのかなということもあわせてお示しをいただけたらなというふうに思います。

それと、2点目の日本一の風景街道につきまして、この間の一般質問の中でも党派同僚議員のほうからいわゆる拠点施設というふうなこともございました。やはり将来的にはこの拠点施設というのが非常に、私も将来的なまちなか整備についての考え方をお尋ねしたのは、やはり全体計画の中でやっぱりある程度概略というか、構想も必要だというふうに思ひまして、そういう構想の中でそれぞれの予算編成がされていけば、一番望ましいという考え方での質問ですので、そういうふうなことも含めての将来的な考え方もどの程度、ただ、この平成30年度も一ついろんな関係者も含めての協議の検討の場といいますが、いわゆるそういう将来を描いていくような検討の場というのもお考えになっておるのかどうか、その点もお尋ねをさせていただきたいと思います。

森林セラピーのことは、もう昨日来により一般質問等々にもございました。あとは重複は避けます。その点お願いをいたしたいと思います。

議長（実友 勉君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 将来の施設を維持をするための財源確保で、特に基金の考え方等々、あるいはそういう検討をどうしたのかということではありますが、先ほど冒頭御答弁申し上げたとおり、将来の施設維持というのは非常に重要な課題でありまして、当然、基金のことについても可能な限り、いろんな基金の中でも取り崩さないで将来に備えていこうというような考え方でいろいろこの予算編成をさせていただきました。そのことも含めて少し具体のことについては、後ほどちょっと担当部長から。

あわせて、市債の発行のことについても、より具体のこともありますので、担当部長からあわせて御答弁させたいと思います。いろいろ議論もしております。

それから、日本一の風景街道を含めた拠点施設というより、将来のまちをどうしていくかということも含めてであります。いろいろ当然、市の振興計画があったりして、その中で個々具体のマスタープランがあってということではありますが、この風景街道も含めて、あるいは中心市街地も含めて一体どうするという、冒頭申し上げたとおり、より具体のマスタープラン的なものがないと。それは一定業者に頼んでどうのこうのではなしに、構想というぼやっとしたものがありますので、繰り返しになりますが、そういったことも平成30年度検討して、ある程度こんなこと

をしていきたいというふうな、もう少し簡単に図示的にでもわかるようなものがあればいいなと、こんなふうには思っております。

また、同時に、定住だったり、雇用だったり、それから地域経済の活性化、特に人口減少の課題はかねてから議会からも、あるいは議員さんからもいろいろな立場から提案をいただいております、業務があちこちでやっとな違うんかいと、できたら業務も同一部署でやったら、さらに効果が高まっていくんじゃないかと、情報も集まったりして、効率が高まっていくんじゃないかというようなことも御意見をいただいております。

昨日、津田議員の一般質問の中で、ちょっとお答えも申し上げたんですが、私はそういうことの提案をしていただいております中で、ある意味、4月に向かいます、陣容であるとか、あるいは場合によって、事務の集約化も幾らか図る中で、そういったことをできるだけスムーズに効率よくということも非常に大事なかと、こう考えております。

そういう中では、課の名前もある程度インパクトを持ったものも必要ではないかなと、こんなふうなことも考えております、今そういったところでは、組織をどうのこうのじゃなしに、ある程度そういった分野での最終調整もやっておるところであります。

そういう意味で、市の職員だったり、あるいはある意味の仕事の事務のことだったり、そういうことも含めて私はまちをどうしていくかということについては、いろんな形で市民の皆さんと協働で、まさにこれから考えていく必要があるだろうと。そういう意味で、平成30年度施政方針の中にもお示ししておりますとおり、全てが予算化をしておりますが、可能な限りそういったことの一步が進むような予算措置をしておると、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

企画総務部長（坂根雅彦君） 財源とか財政的なことについての御質問がございましたので、そちらのほうについて御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、財源の確保といいますよりは、この数年、例えば道路とか橋とかという部分、あるいは公共施設、そういうことも含めてでございますが、長寿命化というところ、そのことを目指してこの間の予算編成に取り組んでおりますし、既設の施設の維持という部分についての考え方としてはそういうところを持ち合わせながら、進めておるといところでございますので、まずは行政財産を維持していくための

基金を造成するという考えではなしに、やっていく中が、長寿命化を図っていきながら、あるいは集約をしていくというところでの考え方が基本となって、今回の予算編成も進めてきておるといふところでございます。

基金残高の考え方でございますが、何も今の基金をそのままキープをしていくということだけが最善の方法であるというふうには考えておりません。例えば地域創生の関係で思い切った施策を打つためには、思い切って基金の取り崩しということも考えられるだろうというふうに思って、予算編成をしてきましたけれども、それよりはまず最初に行政の経費、あるいはそういうところをいかに削減できるか、そのことを基金を崩すということの前に考えていこうということを取り組んだ結果、本年度については財政調整基金も取り崩すことなく、予算編成をさせていただいたという状況になっておるといふところであります。

さらには、起債の管理でございますけれども、このことについてはできる限り将来の健全財政を行っていく上では、起債総額を減らしていくということはこの間ずっと目標にしておるといふところでございます。繰上償還も剰余金を使いながら、年度途中で補正もさせていただいておりますし、平成30年度予算につきましては、当初予算に1億7,000万円の繰上償還の予算も計上させていただいております。将来的な財政の健全化をできる限りキープをしていくためには、そのことは必要だといふところで今努力をしておるといふところでございます。

なお、公共施設の総合管理計画の個別計画、この前の一般質問でも少し触れさせていただきましたが、平成30年度にはこの個別計画を是非とも策定していきたいと。これは公共施設を集約していく段階で、施設の除却、そういったところも必要になってきます。そういったところに起債が借りれるということになるには、その個別計画の策定が必須となりますので、そのことも踏まえて平成30年度には取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

議長（実友 勉君） 8番、浅田雅昭議員。

8番（浅田雅昭君） わかりました。今日は私のほうは全体的な考え方を予算質疑としてさせていただきました。個々具体の事業については、それぞれ会派予算委員もおりますので、そのほうで詳細の確認等をさせていただきたいと思っております。

終わります。

議長（実友 勉君） 以上で、創政会、8番、浅田雅昭議員の質疑を終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第30号議案から第40号議案までの11議案は、予算

決算常任委員会に付託いたします。

日程第22 第41号議案

議長（実友 勉君） 日程第22、第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第41号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正では、国の補正予算に伴う学校施設環境改善交付金の内示に基づき、歳入歳出予算及び繰越明許費を追加するものであります。

民生費では、一宮北認定こども園建設工事費及び設計監理業務委託費を追加し、教育費では、山崎西中学校における特別教室棟のトイレ改修、また、山崎東中学校における屋内運動場、武道場のトイレ改修にかかる工事費及び設計監理費を追加しております。

これらにつきましては、繰越明許費を追加し、全額、平成30年度に繰り越した上で執行することとしております。

財源となる歳入につきましては、国庫支出金では、国の補正予算による学校施設環境改善交付金を追加するとともに、市債では、合併特例事業債を追加しております。また、地方譲与税や自動車取得税交付金などについて、増額及び減額の整理を行っております。

歳入歳出に、それぞれ4億6,526万円を追加し、補正後の総額を241億4,437万8,000円としております。

今回の補正は、国の補正予算に伴う内示に基づき行うものでありますので、議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第41号議案は、予算決算常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月27日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 4時14分 散会)